

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年10月
(第2回訂正分)

株式会社 Casa

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年10月23日に関東財務局長に提出し、平成29年10月24日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年9月26日付をもって提出した有価証券届出書及び平成29年10月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集220,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し3,500,200株（引受人の買取引受による売出し3,015,000株・オーバーアロットメントによる売出し485,200株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成29年10月23日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。なお、上記募集及び引受人の買取引受による売出しについては、平成29年10月23日に、日本国内において販売される株数が2,868,700株、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売される株数が366,300株と決定されております。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄内の数値の訂正>

「発行数(株)」の欄：「220,000(注)2」を「195,100(注)2」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 平成29年9月26日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式220,000株のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）されます。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）であり、本募集における海外販売株数は24,900株であります。本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集並びに平成29年9月26日開催の取締役会において決議された引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案した結果、SMB C日興証券株式会社が当社株主であるアント・カタライザー4号投資事業有限責任組合及びCatalyzer Partners IV, L.P.（以下「貸株人」と総称する。）より借り入れる当社普通株式485,200株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行います。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

2【募集の方法】

平成29年10月23日に決定された引受価額（2,111.10円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（2,270円）で国内募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「発行数（株）」の欄：「220,000」を「195,100」に訂正

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「385,220,000」を「341,620,100」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「221,479,500」を「205,937,805」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行数（株）」の欄：「220,000」を「195,100」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「385,220,000」を「341,620,100」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「221,479,500」を「205,937,805」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は205,937,805円と決定いたしました。

5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

（注）6. の全文削除

3【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「2,270」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1」を「2,111.10」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3」を「1,055.55」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4」を「1株につき2,270」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 公募増資等の価格決定に当たりましては、2,060円以上2,270円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、2,270円と決定いたしました。

なお、引受価額は2,111.10円と決定いたしました。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額（1,751円）及び平成29年10月23日に決定された発行価格（2,270円）、引受価額（2,111.10円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額であります。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき2,111.10円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

（注）8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：SMB C日興証券株式会社「99,000」を「88,000」、大和証券株式会社「99,000」を「88,000」、野村證券株式会社「8,800」を「7,800」、株式会社SBI証券「5,500」を「4,800」、いちよし証券株式会社「2,200」を「1,900」、マネックス証券株式会社「2,200」を「1,900」、SMB Cフレンド証券株式会社「1,100」を「900」、岡三証券株式会社「1,100」を「900」、エース証券株式会社「1,100」を「900」、計「220,000」を「195,100」に訂正

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき2,111.10円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき158.90円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

上記引受人と平成29年10月23日に元引受契約を締結いたしました。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「442,959,000」を「411,875,610」に訂正
「発行諸費用の概算額(円)」の欄：「17,000,000」を「15,000,000」に訂正
「差引手取概算額(円)」の欄：「425,959,000」を「396,875,610」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額396,875千円については、海外販売の手取概算額50,566千円と合わせて、①新基幹システムの開発、②マーケティング関連費用に充当する予定であります。

具体的には、以下の通り充当する予定であります。

- ① 業務効率向上及び貸借人と貸貸人の相互のニーズをつなぐマッチングビジネス「Casa Cloud (カーサクラウド)」(注) 2) のサービス開始に向けた新基幹システムの開発のための開発委託費用の一部として平成31年1月期に400,000千円を充当する予定です。不足分につきましては手元資金から充当する予定です。
- ② 家主向け賃貸管理システム「大家カフェ」(注) 3) の利用家主の拡大及び賃貸物件検索サイト「MAPA (マーパ)」(注) 4) の新規顧客獲得、ならびに当社ブランドの認知度向上のためのブランディングを目的としたWeb広告や動画広告に平成31年1月期に残額を充当する予定です。なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年10月23日に決定された引受価額(2,111.10円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,270円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数(株)」の欄:「3,015,000」を「2,673,600」に訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:

「6,527,475,000」を「6,069,072,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄:「東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合 2,659,000株」を「東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合 2,357,900株」に訂正

「PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands Catalyzer Partners IV, L.P. 356,000株」を「PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands Catalyzer Partners IV, L.P. 315,700株」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出数(株)」の欄:「3,015,000」を「2,673,600」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「6,527,475,000」を「6,069,072,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式3,015,000株のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。) されます。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売(以下、「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。)される株数(以下、「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。) であり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は341,400株であります。

引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を 勘案した結果、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式485,200株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し) を行います。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

5. 当社は、引受人に対し、上記売出数のうち、28,400株について、当社従業員の福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 親引け先への販売について」をご参照ください。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等の実質的に類似する行為を含む。)であります。

8. 売出価額の総額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄:「未定(注)1(注)2」を「2,270」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)2」を「2,111.10」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)2」を「1株につき2,270」に訂正

「元引受契約の内容」の欄:「未定(注)3」を「(注)3」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数

<u>SMB C日興証券株式会社</u>	<u>1,203,300株</u>
<u>大和証券株式会社</u>	<u>1,203,300株</u>
<u>野村證券株式会社</u>	<u>106,900株</u>
<u>株式会社SBI証券</u>	<u>66,800株</u>
<u>いちよし証券株式会社</u>	<u>26,700株</u>
<u>マネックス証券株式会社</u>	<u>26,700株</u>
<u>SMB Cフレンド証券株式会社</u>	<u>13,300株</u>
<u>岡三証券株式会社</u>	<u>13,300株</u>
<u>エース証券株式会社</u>	<u>13,300株</u>

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき158.90円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成29年10月23日に元引受契約を締結いたしました。

8. 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：

「1,050,458,000」を「1,101,404,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,050,458,000」を「1,101,404,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を**勘案した結果**行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（注）5. の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「2,270」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき2,270」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件については、平成29年10月23日に決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

1. 本募集における海外販売に関する事項

（2）本募集における海外販売の発行数（海外販売株数）

24,900株

（注）上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を**勘案した結果、平成29年10月23日に決定されました。**

（3）本募集における海外販売の発行価格（募集価格）

1株につき2,270円

（注）1. 2. の全文削除

（4）本募集における海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

1株につき1,751円

（注）前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成29年10月23日に決定された発行価格（2,270円）、引受価額（2,111.10円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

（5）本募集における海外販売の資本組入額

1株につき1,055.55円

（注）の全文削除

（6）本募集における海外販売の発行価額の総額

43,599,900円

（7）本募集における海外販売の資本組入額の総額

26,283,195円

（注）本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

（12）提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額 52,566,390円

発行諸費用の概算額 2,000,000円

差引手取概算額 50,566,390円

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数（海外販売株数）

341,400株

（注）上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した結果、平成29年10月23日に決定されました。

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

1株につき2,270円

（注）1. 2. の全文削除

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

1株につき2,111.10円

（注）の全文削除

(5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価額の総額

774,978,000円

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しの事務主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）485,200株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

これに関連して、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成29年11月24日行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成29年11月24日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、大和証券株式会社と協議の上、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社は、大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

5 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（引受人の買取引受による国内販売に係る売出株式のうち、44,600株を上限として、平成29年10月23日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 28,400株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成29年10月23日に決定された引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の売出価格（2,270円）と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄内の記載の訂正>

「Casa従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「44,600」を「28,400」に訂正

「Casa従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：「0.75」を「0.48」に訂正

「Casa従業員持株会」及びCasa従業員持株会に関する情報を「岩本 耕一」の次に移行

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「2,711,200（512,000）」を「2,695,000（512,000）」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：「45.70（8.63）」を「45.43（8.63）」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年9月26日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年10月
(第 1 回訂正分)

株式会社 Casa

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年10月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年9月26日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集220,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年10月13日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し3,500,200株（引受人の買取引受による売出し3,015,000株・オーバーアロットメントによる売出し485,200株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項及び「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」の記載内容の一部を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「5 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

2. 平成29年9月26日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式220,000株のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）されることがあります。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）の上限です。本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出し（後記（注）3に定義する。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（平成29年10月23日）に決定されます。本募集における海外販売株数は未定であり、本募集の発行株数の半数未満とします。

本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2【募集の方法】

平成29年10月23日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は平成29年10月13日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（発行価額1,751円）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「424,490,000」を「385,220,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「232,221,000」を「221,479,500」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「424,490,000」を「385,220,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「232,221,000」を「221,479,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
6. 仮条件（2,060円～2,270円）の平均価格（2,165円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）の上限は476,300,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2」を「1,751」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、2,060円以上2,270円以下の価格といたします。
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年10月23日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額（1,751円）及び平成29年10月23日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,751円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「S M B C日興証券株式会社99,000、大和証券株式会社99,000、野村證券株式会社8,800、株式会社S B I証券5,500、いちよし証券株式会社2,200、マネックス証券株式会社2,200、S M B Cフレンド証券株式会社1,100、岡三証券株式会社1,100、エース証券株式会社1,100」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 各引受人の引受株式数は、平成29年10月13日に決定しておりますが、需要状況等を勘案した結果、本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳に伴って、平成29年10月23日付で変更される可能性があります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「464,442,000」を「442,959,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「447,442,000」を「425,959,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（2,060円～2,270円）の平均価格（2,165円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額425,959千円については、海外販売の手取概算額（未定）と合わせて、①新基幹システムの開発、②マーケティング関連費用に充当する予定であります。

具体的には、以下の通り充当する予定であります。

- ① 業務効率向上及び貸借人と賃貸人の相互のニーズをつなぐマッチングビジネス「Casa Cloud（カーサクラウド）」（（注）2）のサービス開始に向けた新基幹システムの開発のための開発委託費用の一部として平成31年1月期に400,000千円を充当する予定です。不足分につきましては手元資金から充当する予定です。
 - ② 家主向け賃貸管理システム「大家カフェ」（（注）3）の利用家主の拡大及び賃貸物件検索サイト「MAPA（マップ）」（（注）4）の新規顧客獲得、ならびに当社ブランドの認知度向上のためのブランディングを目的としたWeb広告や動画広告に平成31年1月期に残額を充当する予定です。
- なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：

「6,844,050,000」を「6,527,475,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「6,844,050,000」を「6,527,475,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 当社は、引受人に対し、上記売出数のうち、44,600株を上限として、当社従業員の福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項5 親引け先への販売について」をご参照ください。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等の実質的に類似する行為を含む。）であります。

8. 売出価額の総額は、仮条件（2,060円～2,270円）の平均価格（2,165円）で算出した見込額であり、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：

「1,101,404,000」を「1,050,458,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,101,404,000」を「1,050,458,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（2,060円～2,270円）の平均価格（2,165円）で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

1. 本募集における海外販売に関する事項

(4) 本募集における海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

1株につき1,751円

(注) 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成29年10月23日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注) 1. の番号及び2. の全文削除

4 ロックアップについて

(省略)

また、当社役員である宮地正剛、堀内宣治及び川西直人、当社執行役員である岩本耕一、当社従業員である横沼勇並びに当社株主であるリコーリース株式会社、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社及びNC S & A株式会社は、共同主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成30年4月28日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、共同主幹事会社との間で、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成30年4月28日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

また、親引け先は、共同主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日（当日を含む）後180日目の平成30年4月28日までの間を継続して所有する旨の書面を差し入れております。

5 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	<u>Casa従業員持株会（理事長 古賀 真明） 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号</u>
b. 当社と親引け先との関係	<u>当社の従業員持株会であります。</u>
c. 親引け先の選定理由	<u>当社従業員の福利厚生のためであります。</u>
d. 親引けしようとする株式の数	<u>未定（引受人の買取引受による国内販売に係る売出株式のうち、44,600株を上限として、平成29年10月23日（売出価格決定日）に決定される予定。）</u>
e. 株券等の保有方針	<u>長期保有の見込みであります。</u>
f. 払込みに要する資金等の状況	<u>払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。</u>
g. 親引け先の実態	<u>当社の従業員で構成する従業員持株会であります。</u>

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「4 ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格等決定日（平成29年10月23日）に決定される予定の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の売出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合(%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の所有株 式数(株)	本募集及び引受 人の買取引受に よる売出し後の 株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
アント・カタライザー 4 号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一 丁目2番1号	3,866,900	67.70	1,207,900	20.36
宮地 正剛	香川県高松市	607,000 (412,000)	10.63 (7.21)	607,000 (412,000)	10.23 (6.95)
リコーリース株式会社	東京都江東区東雲一丁目 7番12号	400,000	7.00	400,000	6.74
Catalyzer Partners IV, L.P.	P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	517,700	9.06	161,700	2.73
堀内 宣治	東京都八王子市	80,800 (48,800)	1.41 (0.85)	80,800 (48,800)	1.36 (0.82)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一 丁目1番2号	60,000	1.05	60,000	1.01
三井住友信託銀行株式会 社	東京都千代田区丸の内一 丁目4番1号	60,000	1.05	60,000	1.01
Casa従業員持株会	東京都新宿区西新宿二丁 目6番1号	—	—	44,600	0.75
川西 直人	千葉県我孫子市	44,600 (25,600)	0.78 (0.45)	44,600 (25,600)	0.75 (0.43)
岩本 耕一	埼玉県川口市	44,600 (25,600)	0.78 (0.45)	44,600 (25,600)	0.75 (0.43)
計	—	5,681,600 (512,000)	99.47 (8.96)	2,711,200 (512,000)	45.70 (8.63)

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年9月26日現在のものであります。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年9月26日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(44,600株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成29年9月

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式424,490千円（見込額）の募集及び株式6,844,050千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式1,101,404千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年9月26日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

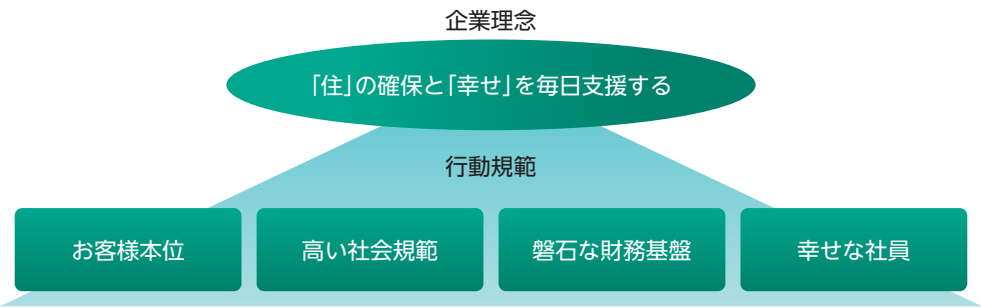
株式会社 Casa

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

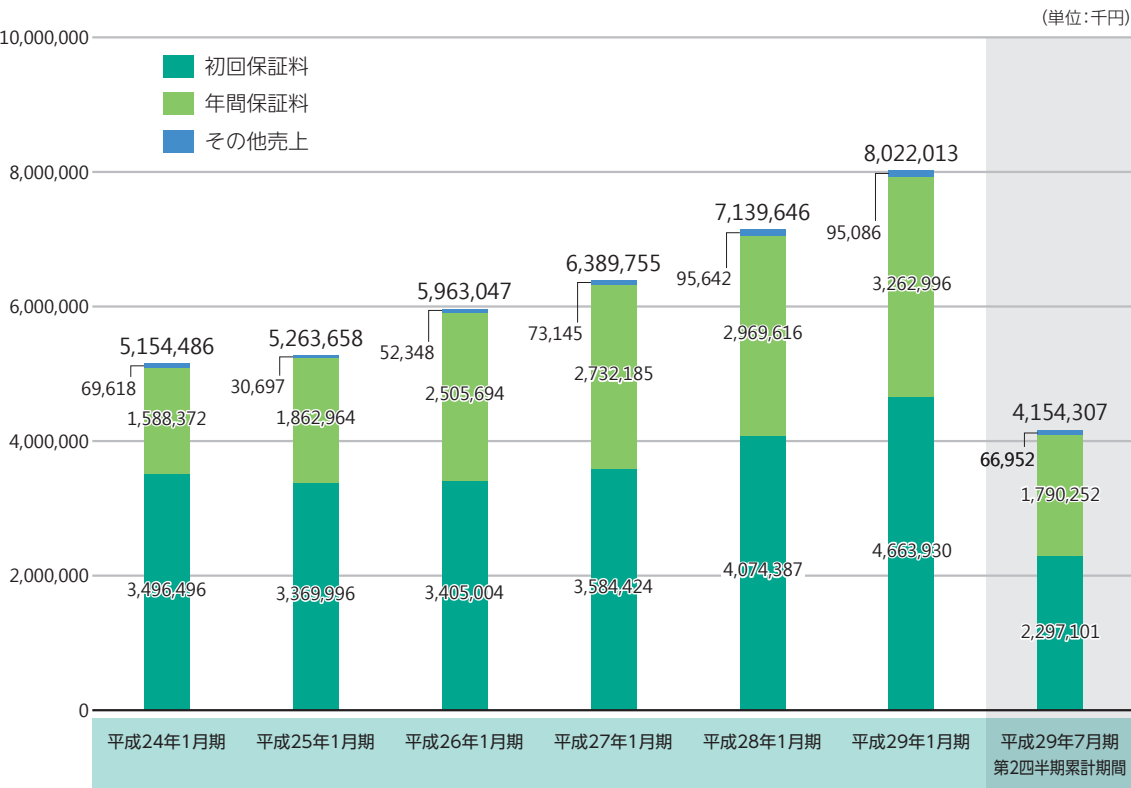
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 | 事業の概況

当社の社名であるCasaはラテン語で「住まい」を意味しており、人間の最も基本的なニーズである衣・食・住のうち、「住」の確保に貢献することを会社の使命とし、家賃債務保証事業を営んでいます。



売上高構成



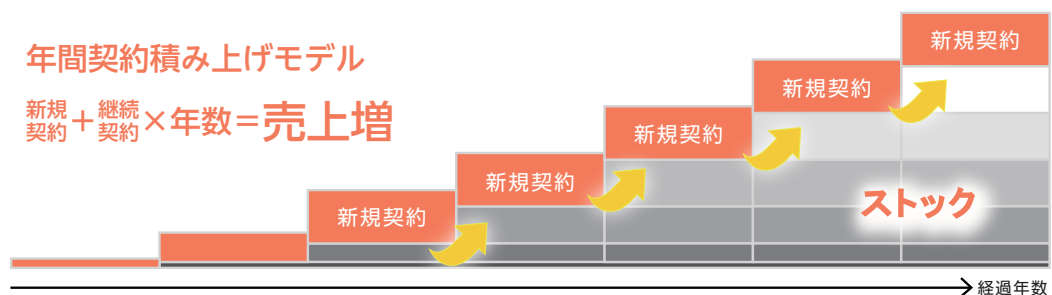
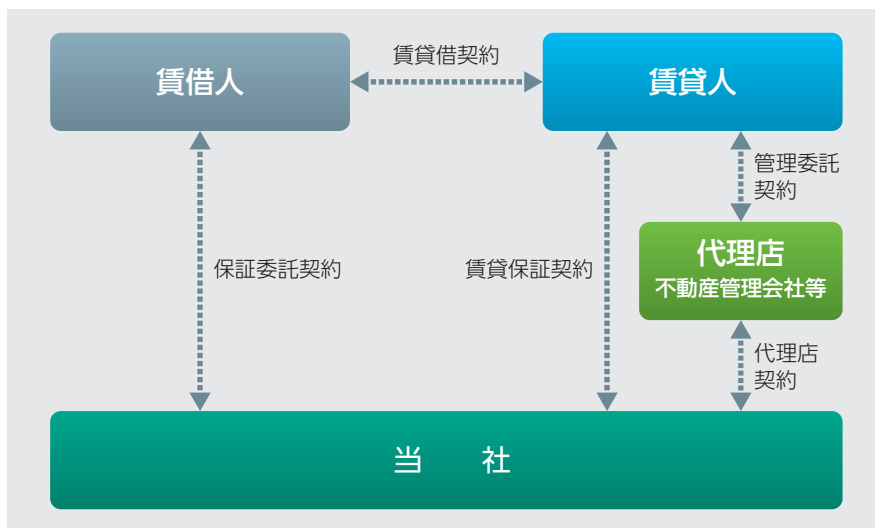
(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第二部「企業情報」第1「企業の概況」(はじめに)に記載のとおり、当社は平成25年8月27日にシー・フォー・ワン・ホールディングス株式会社(以下、「C41H(株)」といいます。)として設立されており、平成25年9月30日に、C41H(株)は、株式会社Casa(以下、「旧(株)Casa」といいます。)を完全子会社化し、平成26年2月1日に吸収合併すると同時に商号を「株式会社Casa」に変更して現在に至っております。
合併後の当社は、旧(株)Casaの業務を主たる業務として継続して行っているため、平成24年1月期から平成26年1月期については、旧(株)Casaの経営指標を記載しております。

2 | 事業の内容

家賃債務保証事業

当社は、10ヶ所の事業拠点（東京、札幌、仙台、千葉、静岡、名古屋、大阪、岡山、高松、福岡）を設けており、これらの事業拠点において、約20,000店舗（平成29年8月末現在）からなる6,910社の代理店を活用して、家賃債務保証サービスの提供を全国的に展開しております。

当社の家賃債務保証サービスは、契約時に受領する初回保証料に加え、1年に1回継続的に年間保証料を受領するストック型収益モデルとなっているため、安定した収益基盤を確保しております。



当社では代理店である不動産管理会社や家主に「Casaダイレクト」や「家主ダイレクト」といった家賃債務保証商品を提供しており、不動産管理会社や家主から家賃債務保証会社として当社を選択して頂くよう取り組んでいます。

(1) Casaダイレクト

Casaダイレクトは、集金代行業務を行うリコーリース（株）と連携し平成27年6月から提供を開始した商品です。家賃の集金代行と家賃保証がセットになった事前立替型保証であり、不動産管理会社は滞納報告が不要のため、家賃管理業務の負担が軽減されることとなります。

(2)家主ダイレクト

家主ダイレクトは、リコーリース(株)と東京海上日動火災保険(株)と連携し、賃貸人(家主)に家賃を直接送金する商品であり、平成28年4月から提供を開始しております。商品の基本設計は、Casaダイレクトと同様に事前立替型保証商品となっている他、賃貸物件で孤独死等が発生した場合に備えた保険サービスを組み合わせた商品です。当社の基本的商品及び他社の商品は、代理店を通じて家主と賃貸保証契約を締結しますが、「家主ダイレクト」は、家主と直接契約締結が可能であり、これまでの不動産管理会社マーケット主体から未開拓の自主管理家主^(注)マーケットに事業を展開する礎となる商品であると考えています。

(注)不動産管理会社を利用しない家主(以下、「自主管理家主」)といいます。



家賃保証

賃料等24ヶ月分を保証します。



集金代行

前月末に全額入金いたします。



更新料保証

賃貸借契約途中に発生した更新料を保証します。



退去時精算費用保証

原状回復費を保証します。



早期解約違約金保証

賃貸借契約の途中解約の際に発生した費用を保証します。



水道光熱費保証

水道・電気・ガスなどの光熱費を保証します。



訴訟費用保証

明渡しにかかる費用や手続きをサポートします。



孤独死保険

家賃債務保証事業を補完する活動

(1)入居者向け情報提供

当社はこれまで家賃債務保証サービスを通じて入居者の満足度向上を図ってまいりましたが、さらにサービス拡充を目的として旅行、買い物、飲食、料理レシピ等の情報提供、及び割引サービスを提供する「入居者カフェ」のWebサービスを平成29年5月から開始しています。



(2)相談窓口

当社は、住人の住替えや家賃保証等に関して渋谷区、板橋区、仙台市等14の自治体からの支援依頼にも対応しており、契約中の賃借人に限らず入居支援サービスを行っています。また、生活環境や収入状況の変化が起きた場合には、家賃の支払方法の相談や農林水産省が食品ロス削減を図る一つの手段として活動を支援している「フードバンク」を利用した食糧支援、就職の相談、必要に応じて収入に応じた賃貸物件への住み替え支援、住宅確保給付金や総合支援資金貸付制度等の公的支援制度の案内等の提案を行い、約定通りの支払いができるように支援を行っています。

(3) 自主管理家主向け賃貸管理システム

当社は、自主管理家主向けのサービスとして、賃貸管理システムを開発するパレットクラウド(株)と連携して「大家カフェ」を平成29年5月から開始しています。「大家カフェ」とは、自主管理家主向けに「空室対策」×「家賃決済」×「リフォーム」をコンセプトにIT技術を活用して賃貸物件を管理できる不動産管理支援サービスシステムです。現在は、不動産オーナーが抱える課題である「①入居者募集」「②家賃管理」「③リフォーム」を解決するためのサービスの提供をしています。それぞれの主なサービス内容は以下の通りとなります。

- ① 賃貸物件の物件概要や部屋の間取り図等情報が記載されている募集図面の作成や、当社の仲介ネットワークを使った入居希望者の紹介支援、さらに補修物件周辺相場レポートや設備状況の提供等、空室対策を全面サポートします。
- ② 家賃保証サービスに加え利用物件の家賃の入金明細レポートを提供し、家賃管理を可視化します。
- ③ 「選べるリフォーム」のコンセプトのもと家主自身で相見積もり、業者選定、修繕手配がネットで完結します。また、修繕工事の進捗状況は、施工写真付で随時レポートします。



大 家 カ フ ェ

(4) 不動産管理会社向け入居推進支援サービス

当社は、不動産管理会社や仲介会社の空室募集に関する業務に対し当社の家賃債務保証サービスの利用を条件として入居促進支援を行う「Casaリーシングセンター」を平成29年7月から開始しています。「Casaリーシングセンター」のサービスは、人員不足等でお客様の対応ができなく機会損失に悩む不動産管理会社や仲介会社向けにお客様からの空室確認、内見案内等の業務の代行や休日の問合せ対応及び問合せ状況に関するレポート報告等を提供します。



(5) 仲介事業

当社は、物件検索サイト「MAPA(マーパ)」を運営し、仲介事業を展開しております。「MAPA」は、家賃や部屋の間取り図等の基本情報に加え、当社独自のレポーターによる現地調査を踏まえた賃貸物件のレポート、近隣のショッピング、病院、エンターテインメント施設等の情報を提供しています。



3 | 成長戦略

Casa Cloud(カーサクラウド)の構築

「Casa Cloud」(特許出願済)とは、IT技術を活用して、自主管理家主及び賃借人からの情報、並びに当社の代理店である6,910社の不動産管理会社等やその他当社の提携会社等の事業内容や取引履歴等の情報を蓄積するDMPプラットフォームであります。

具体的には、家族構成の変化のタイミングに合わせた物件紹介や物件を探している個人と物件の空室を埋めたい家主等の双方ニーズをマッチングさせるマッチングビジネスを実現する賃貸管理プラットフォームを構築することを目指しております。

DMPとは、データ・マネージメント・プラットフォームの略であり、ユーザー情報や企業独自で保有しているマーケティングデータ(購買行動等)、インターネット上に蓄積された情報データを管理するためのプラットフォームです。



4 | 主 な 経 営 指 標 等 の 推 移

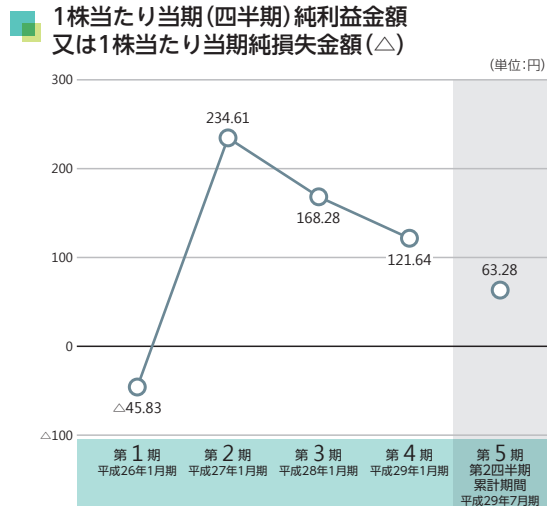
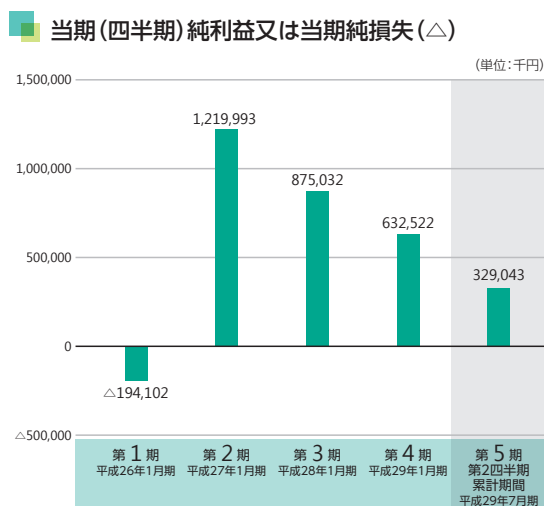
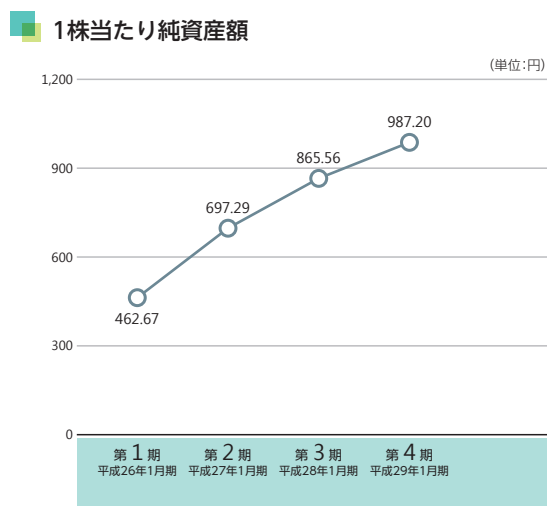
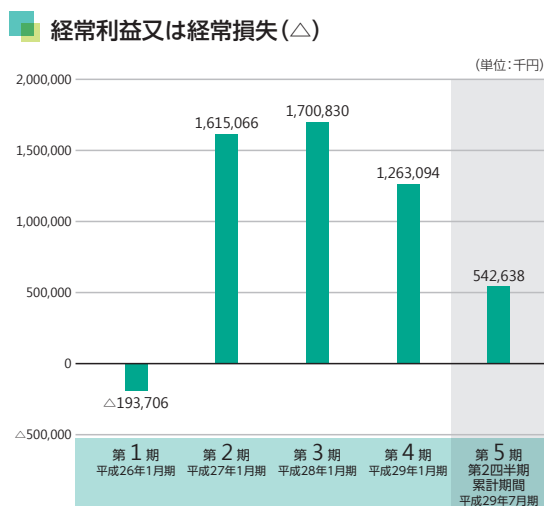
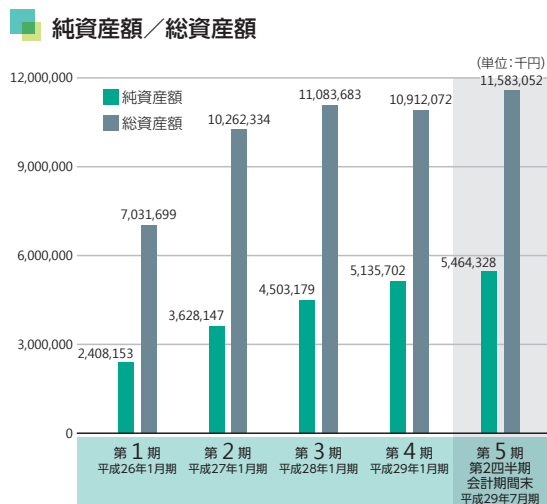
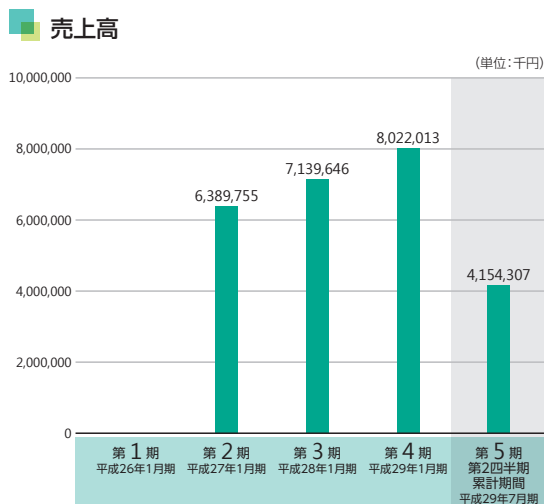
提出会社の経営指標等

(単位:千円)

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期第2四半期
決 算 年 月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成29年7月
売上高	—	6,389,755	7,139,646	8,022,013	4,154,307
経常利益又は経常損失(△)	△193,706	1,615,066	1,700,830	1,263,094	542,638
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△194,102	1,219,993	875,032	632,522	329,043
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—
資本金	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
発行済株式総数 (株)	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
純資産額	2,408,153	3,628,147	4,503,179	5,135,702	5,464,328
総資産額	7,031,699	10,262,334	11,083,683	10,912,072	11,583,052
1株当たり純資産額 (円)	46,267.27	69,728.69	865.56	987.20	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△4,583.44	23,461.42	168.28	121.64	63.28
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	34.2	35.3	40.6	47.0	47.2
自己資本利益率 (%)	—	40.5	21.5	13.1	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	1,226,234	88,195	841,445
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	△161,588	△182,326	△40,056
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	△831,728	△441,652	△219,524
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	2,047,788	1,512,004	2,093,869
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	— (—)	311 (77)	315 (84)	323 (84)	324 (73)

- (注) 1. 当社は、第1期を除き連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、平成25年8月27日にC41H(株)として設立されたため、第1期の会計期間は平成25年8月27日から平成26年1月31日までとなっております。なお、平成26年2月1日を効力発生日として旧(株)Casaを吸収合併し、同日付で(株)Casaに商号変更しております。
3. 第1期の経営指標等は、旧(株)Casaとの合併前のため、旧(株)Casaを含まないものとなっております。
4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
7. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
9. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
10. 第1期及び第2期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
11. 第3期及び第4期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。また、第5期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
12. 第5期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第5期第2四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第5期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。
13. 当社は、平成29年8月23日開催の取締役会決議に基づき、平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
14. 当社は、平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第1期及び第2期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期第2四半期
決 算 年 月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成29年7月
1株当たり純資産額 (円)	462.67	697.29	865.56	987.20	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△45.83	234.61	168.28	121.64	63.28
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)



(注) 1. 当社は、平成25年8月27日にC41H(株)として設立されたため、第1期の会計期間は平成25年8月27日から平成26年1月31日までとなっております。なお、平成26年2月1日を効力発生日として旧(株)Casaを吸収合併し、同日付で(株)Casaに商号変更しております。

2. 第1期の経営指標等は、旧(株)Casaとの合併前のため、旧(株)Casaを含まないものとなっています。

3. 平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)」の各グラフにおいては、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	14
第1 企業の概況	14
1. 主要な経営指標等の推移	15
2. 沿革	18
3. 事業の内容	19
4. 関係会社の状況	22
5. 従業員の状況	22
第2 事業の状況	23
1. 業績等の概要	23
2. 生産、受注及び販売の状況	25
3. 対処すべき課題	25
4. 事業等のリスク	27
5. 経営上の重要な契約等	29
6. 研究開発活動	29
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	29
第3 設備の状況	35
1. 設備投資等の概要	35
2. 主要な設備の状況	35
3. 設備の新設、除却等の計画	36
第4 提出会社の状況	37
1. 株式等の状況	37
2. 自己株式の取得等の状況	47
3. 配当政策	47
4. 株価の推移	47
5. 役員の状況	48
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	50

第5	経理の状況	56
1.	財務諸表等	57
(1)	財務諸表	57
(2)	主な資産及び負債の内容	91
(3)	その他	91
第6	提出会社の株式事務の概要	92
第7	提出会社の参考情報	93
1.	提出会社の親会社等の情報	93
2.	その他の参考情報	93
第四部	株式公開情報	94
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	94
第2	第三者割当等の概況	97
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	97
2.	取得者の概況	97
3.	取得者の株式等の移動状況	97
第3	株主の状況	98
	[監査報告書]	99

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 9 月26日
【会社名】	株式会社Casa
【英訳名】	Casa Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮地 正剛
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03-5339-1143（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 堀内 宣治
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03-5339-1143（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 堀内 宣治
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 424,490,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 6,844,050,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 1,101,404,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、募集株式及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。 詳細は、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」及び「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」をそれぞれご参照下さい。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	220,000（注）2	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、 単元株式数は100株です。

（注）1．平成29年9月26日開催の取締役会決議によっております。

- 2．平成29年9月26日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式220,000株のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）されることがあります。なお、本募集の発行株数については、平成29年10月13日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）の上限です。本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出し（後記（注）3に定義する。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（平成29年10月23日）に決定されます。本募集における海外販売株数は未定であり、本募集の発行株数の半数未満とします。

本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

- 3．本募集並びに平成29年9月26日開催の取締役会において決議された引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、485,200株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主であるアント・カタライザー4号投資事業有限責任組合及びCatalyzer Partners IV, L.P.（以下「貸株人」と総称する。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- 4．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
- 5．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
- 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成29年10月23日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は平成29年10月13日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	220,000	424,490,000	232,221,000
計（総発行株式）	220,000	424,490,000	232,221,000

- （注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成29年9月26日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成29年10月23日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。
6. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,270円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）の上限は499,400,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成29年10月24日(火) 至 平成29年10月27日(金)	未定 (注) 4	平成29年10月30日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成29年10月13日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年10月23日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年10月13日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成29年10月23日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、平成29年10月23日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年10月31日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年10月16日から平成29年10月20日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、自社で定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿一丁目7番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号		
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目 14 番 1 号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号		
SMB C フレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町 7 番 12 号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目 6 番 11 号		
計	—	220,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成29年10月13日に決定する予定であります。なお、需要状況等を勘案した結果、本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳に伴って、平成29年10月23日付で変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（平成29年10月23日）に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
464, 442, 000	17, 000, 000	447, 442, 000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2, 270円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額447, 442千円については、海外販売の手取概算額（未定）と合わせて、①新基幹システムの開発、②マーケティング関連費用に充当する予定であります。

具体的には、以下の通り充当する予定であります。

- ① 業務効率向上及び貸借人と賃貸人の相互のニーズをつなぐマッチングビジネス「Casa Cloud（カーサクラウド）」（（注）2）のサービス開始に向けた新基幹システムの開発のための開発委託費用の一部として平成31年1月期に400, 000千円を充当する予定です。不足分につきましては手元資金から充当する予定です。
- ② 家主向け賃貸管理システム「大家カフェ」（（注）3）の利用家主の拡大及び賃貸物件検索サイト「MAP A（マーパ）」（（注）4）の新規顧客獲得、ならびに当社ブランドの認知度向上のためのブランディングを目的としたWeb広告や動画広告に平成31年1月期に残額を充当する予定です。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 1. 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照ください。
2. 「Casa Cloud」（特許出願済）とは、IT技術を活用して、不動産管理会社を利用しない家主（以下「自主管理家主」といいます。）及び貸借人からの情報、並びに当社の代理店である6, 910社の不動産管理会社等やその他当社の提携会社等の事業内容や取引履歴等の情報を蓄積するDMPプラットフォームであります。
- 具体的には、家族構成の変化のタイミングに合わせた物件紹介や物件を探している個人と物件の空室を埋めたい家主等の双方ニーズをマッチングさせるマッチングビジネスを実現する賃貸管理プラットフォームを構築することを目指しております。
- DMPとは、データ・マネージメント・プラットフォームの略であり、ユーザー情報や企業独自で保有しているマーケティングデータ（購買行動等）、インターネット上に蓄積された情報データを管理するためのプラットフォームです。
3. 「大家カフェ」とは、IT技術を活用した賃貸物件を管理できる不動産管理支援サービスシステムです。現在は、自主管理家主が抱える課題である「入居者募集」「家賃管理」「リフォーム」を解決するためのサービスの提供をしています。
4. 「MAP A」とは、当社が運営する賃貸物件の物件検索サイトです。「MAP A」は、家賃や部屋の間取り図等の基本情報に加え、当社独自のレポーターによる現地調査を踏まえた賃貸物件のレポート、近隣のショッピング、病院、エンターテインメント施設等の情報を提供しています。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年10月23日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	3,015,000	6,844,050,000	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合 2,659,000株 PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands Catalyzer Partners IV, L.P. 356,000株
計(総売出株式)	—	3,015,000	6,844,050,000	—

（注）1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式3,015,000株のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。）されることがあります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売（以下、「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。）される株数（以下、「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。）の上限です。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（平成29年10月23日）に決定されます。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は未定であり、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数の半数未満とします。

引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、485,200株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

5. 当社は、引受人に対し、上記売出数のうち、9,200万円に相当する株式数を上限として、当社従業員の福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等の実質的に類似する行為を含む。）であります。

6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。

7. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。
8. 売価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売価額（2,270円）で算出した見込額であり、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売価額 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成29年 10月24日(火) 至 平成29年 10月27日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9 番1号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番 1号 野村証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1 号 株式会社SBI証券 東京都中央区八丁堀二丁目14番 1号 いちよし証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12 号 SMB Cフレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番 6号 岡三証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二丁目 6番11号 エース証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売価額の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。
2. 売価額、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価額決定日（平成29年10月23日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価額と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売価額決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	485,200	1,101,404,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	485,200	1,101,404,000	—

- （注）1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
 4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。
 5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,270円）で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成29年 10月24日(火) 至 平成29年 10月27日(金)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成29年10月23日）に決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
5. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C 日興証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）として東京証券取引所への上場を予定しております。

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。また、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる本募集における海外販売及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

1. 本募集における海外販売に関する事項

（1）株式の種類

当社普通株式

（2）本募集における海外販売の発行数（海外販売株数）

未定

（注）上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（平成29年10月23日）に決定されますが、本募集における海外販売株数は、本募集の発行株数の半数未満とします。

（3）本募集における海外販売の発行価格（募集価格）

未定

（注）1. 本募集における海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。
2. 本募集における海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。

（4）本募集における海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

未定

（注）1. 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成29年10月23日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
2. 本募集における海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一といたします。

（5）本募集における海外販売の資本組入額

未定

（注）本募集における海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。

（6）本募集における海外販売の発行価額の総額

未定

（7）本募集における海外販売の資本組入額の総額

未定

（注）本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

(8) 株式の内容

権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集の発行株数を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額 未定

発行諸費用の概算額 未定

差引手取概算額 未定

② 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり

(13) 本募集における海外販売の新規発行年月日（払込期日）

平成29年10月30日（月）

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数（海外販売株数）

未定

(注) 上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（平成29年10月23日）に決定されますが、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数の半数未満とします。

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

未定

(注) 1. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の売出価格と同一といたします。

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

未定

(注) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の引受価額と同一といたします。

- (5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売価額の総額
未定
- (6) 株式の内容
権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
- (7) 売出方法
下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しに係る売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。
- (8) 引受人の名称
前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人
- (9) 売出しを行う者の氏名又は名称
前記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出人
- (10) 売出しを行う地域
欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）
- (11) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の受渡年月日
平成29年10月31日（火）
- (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
株式会社東京証券取引所

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、485,200株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの事務主幹会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成29年11月24日を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成29年11月24日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、大和証券株式会社と協議の上、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社は、大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成29年10月23日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人であるアント・カタライザー 4 号投資事業有限責任組合及びCatalyzer Partners IV, L.P. は、共同主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成30年1月28日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にSMB C日興証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社役員である宮地正剛、堀内宣治及び川西直人、当社従業員である岩本耕一及び横沼勇並びに当社株主であるリコーリース株式会社、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社及びNC S & A株式会社は、共同主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成30年4月28日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、共同主幹事会社との間で、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成30年4月28日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

第二部【企業情報】

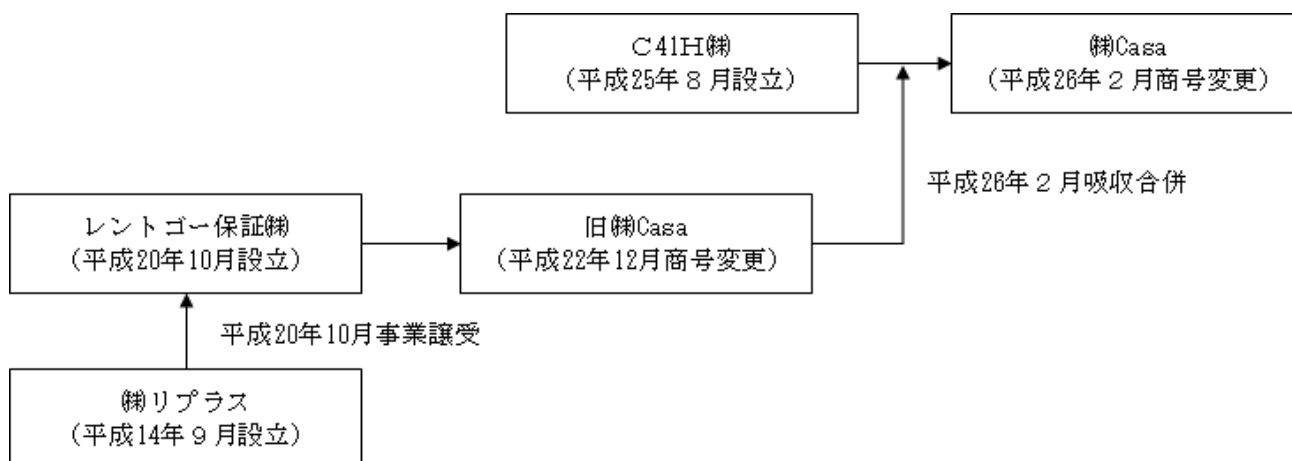
第1【企業の概況】

(はじめに)

株式会社Casa（以下、「~~株~~Casa」といいます。）は、平成25年8月27日にシー・フォー・ワン・ホールディングス株式会社（以下、「C41H~~株~~」といいます。）として設立されました。平成25年9月30日に、C41H~~株~~は、平成20年10月9日に設立された株式会社Casa（以下、「旧~~株~~Casa」といいます。）を完全子会社化し、平成26年2月1日に吸収合併すると同時に商号を「株式会社Casa」に変更して現在に至っております。

なお、旧~~株~~Casaは、平成20年9月に破産手続開始の決定を受けた株式会社リプラス（以下、「~~株~~リプラス」といいます。）から家賃債務保証事業を譲り受けるために平成20年10月9日にレントゴー保証株式会社（以下、「レントゴー保証~~株~~」といいます。）として設立されました。その後、平成22年12月に「株式会社Casa」に商号変更しております。

上記の変遷を図示いたしますと、次のようになります。



本書に関しましては、~~株~~Casaが、旧~~株~~Casaの業務を主たる業務として継続して行っているため、一連の継続企業として記載しております。また、必要に応じて、~~株~~Casa、旧~~株~~Casaの表記を分けて記載をしております。

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月
売上高 (千円)	—	6,389,755	7,139,646	8,022,013
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△193,706	1,615,066	1,700,830	1,263,094
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△194,102	1,219,993	875,032	632,522
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
発行済株式総数 (株)	52,000	52,000	52,000	52,000
純資産額 (千円)	2,408,153	3,628,147	4,503,179	5,135,702
総資産額 (千円)	7,031,699	10,262,334	11,083,683	10,912,072
1株当たり純資産額 (円)	46,267.27	69,728.69	865.56	987.20
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△4,583.44	23,461.42	168.28	121.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	34.2	35.3	40.6	47.0
自己資本利益率 (%)	—	40.5	21.5	13.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	1,226,234	88,195
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△161,588	△182,326
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△831,728	△441,652
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	2,047,788	1,512,004
従業員数 (人)	— (—)	311 (77)	315 (84)	323 (84)

(注) 1. 当社は、第1期を除き連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、平成25年8月27日にC41H(株)として設立されたため、第1期の会計期間は平成25年8月27日から平成26年1月31日までとなっております。なお、平成26年2月1日を効力発生日として旧(株)Casaを吸収合併し、同日付で(株)Casaに商号変更しております。

3. 第1期の経営指標等は、旧(株)Casaとの合併前のため、旧(株)Casaを含まないものとなっています。

4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

7. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。

8. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

9. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。

10. 第1期及び第2期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

11. 第3期及び第4期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

12. 当社は、平成29年8月23日開催の取締役会決議に基づき、平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

13. 当社は、平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第1期及び第2期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第1期	第2期	第3期	第4期
	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月
1株当たり純資産額 (円)	462.67	697.29	865.56	987.20
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△45.83	234.61	168.28	121.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)

(参考) 旧株Casaの経営指標等

当社は平成26年2月1日に旧株Casaを吸収合併致しました。合併後の当社は、旧株Casaの業務を主たる業務として継続して行っているため、参考として旧株Casaの経営指標を記載します。

回次	旧株Casa 第4期	旧株Casa 第5期	旧株Casa 第6期
決算年月	平成24年1月	平成25年1月	平成26年1月
売上高 (千円)	5,154,486	5,263,658	5,963,047
経常利益 (千円)	1,290,340	1,370,527	1,985,825
当期純利益 (千円)	426,365	820,904	1,194,796
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	775,025	775,025	775,025
発行済株式総数 (株)	31,000	31,000	31,000
純資産額 (千円)	1,331,959	1,211,105	2,137,521
総資産額 (千円)	2,971,463	5,278,606	6,296,464
1株当たり純資産額 (円)	74,183.19	67,452.29	119,048.84
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	17,022.10	45,720.13	66,543.97
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	44.8	22.9	33.9
自己資本利益率 (%)	32.9	64.6	71.4
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	966,688	1,793,227	1,098,001
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	452,687	△315,008	△1,629,979
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△941,549	△281,000	△503,500
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	771,685	2,106,083	1,070,605
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	284 (65)	302 (74)	300 (76)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 株価収益率については、旧株Casa株式が非上場であるため、記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
7. 第4期、第5期及び第6期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいた監査は受けておりません。

2【沿革】

当社の前身である旧㈱Casaは、平成14年9月に設立され平成20年9月に経営破綻した㈱リプラス（当時東証マザーズ上場）の事業の中でも市場ニーズが強く、成長分野である家賃債務保証事業のみを承継するため、平成20年10月にレントゴー保証㈱として設立されました。その後、平成22年12月に「株式会社Casa」へ商号を変更いたしました。

旧㈱Casaは、当初DRCキャピタル㈱が運用するファンドが筆頭株主であった㈱デジタルチェック（現ペイデザイン㈱）が株主となり設立されましたが、その後、DRCキャピタル㈱が運用するファンドが全株式を取得しました。

旧㈱Casaは、「住」の確保に貢献することを会社の使命と位置付け、家賃債務保証事業に専心してまいりました。

そうした状況のもと、より迅速で機動力のある経営を図り、家賃債務保証事業のより一層の成長のため、経営陣によるMBO（マネジメント・バイアウト）を実行するに至りました。

このMBOは、アント・キャピタル・パートナーズ株式会社（以下、「アント・キャピタル・パートナーズ㈱」といいます。）が運用するアント・カタライザー4号投資事業有限責任組合及びCatalyzer Partners IV GP, Ltd.が運用するCatalyzer Partners IV, L.P.をスポンサーとして実行されました。当社は、C41H㈱として平成25年8月にMBOを目的として設立され、旧㈱Casaを平成25年9月30日に完全子会社としたうえで、平成26年2月1日付で旧㈱Casaを吸収合併し、同時に商号を「シー・フォー・ワン・ホールディングス株式会社」から「株式会社Casa」に変更しました。

合併後の当社は、旧㈱Casaの業務を主たる業務として行っているため、当社の沿革とともに旧㈱Casaの沿革を記載します。

当社の沿革

年 月	概 要
平成25年 8 月	シー・フォー・ワン・ホールディングス株式会社（資本金25千円）として、東京都千代田区丸の内に設立
平成25年 9 月	旧㈱Casaの全株式を取得
平成26年 2 月	当社を存続会社として旧㈱Casaを吸収合併し、同時に商号を「株式会社Casa」に変更
平成26年10月	一般社団法人ハトマーク支援機構と業務提携
平成27年 6 月	家賃の集金代行と家賃債務保証がセットになった事前立替型保証商品「Casaダイレクト」の提供を開始
平成28年 4 月	賃貸人（家主）に家賃を直接送金する「家主ダイレクト」の提供を開始
平成28年 6 月	不動産管理会社を利用しない家主（以下「自主管理家主」という。）に対する不動産管理支援サービスシステムの特許出願
平成28年 7 月	自主管理家主マーケット向けシステムの開発のため株式会社まちこえ（現バレットクラウド株式会社）と業務・資本提携
平成29年 5 月	生活シーンにおける入居者向け優待特典・情報の契約者限定サービスを拡充・リニューアルした「入居者カフェ」を開始
平成29年 5 月	「入居者募集」「家賃管理」「リフォーム」サービスを提供し、不動産オーナーをサポートする不動産管理支援サービスシステムの「大家カフェ」をリリース
平成29年 7 月	空室募集に関する仲介会社との煩雑な業務を仲介ネットワークを活用して管理会社向けに入居促進支援を行う「Casaリーシングセンター」のサービス提供開始

旧㈱Casaの沿革

年 月	概 要
平成20年10月	レントゴー保証株式会社（資本金50千円）として、東京都新宿区百人町に設立
平成20年12月	本社を東京都新宿区西新宿に移転
平成21年 2 月	株式会社HDAの株式を取得し子会社化
平成21年 2 月	日本保証システム株式会社の株式を取得し子会社化
平成21年10月	株式会社ティーシップの株式を取得し子会社化
平成22年12月	商号をレントゴー保証株式会社から「株式会社Casa」に変更
平成24年 1 月	日本保証システム株式会社を吸収合併
平成24年 7 月	株式会社ティーシップを吸収合併
平成24年10月	プライバシーマーク取得
平成24年11月	株式会社HDAを吸収合併
平成26年 1 月	リコーリース株式会社と業務提携
平成26年 1 月	株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズと業務提携
平成26年 2 月	吸収合併により消滅

3【事業の内容】

当社の社名であるCasaはラテン語で「住まい」を意味しており、人間の最も基本的なニーズである衣・食・住のうち、「住」の確保に貢献することを会社の使命とし、家賃債務保証事業を営んでいます。

家賃債務保証事業が展開される日本の賃貸不動産市場においては、賃貸人が賃借人の家賃滞納リスクを避けたいという考えから連帯保証人による保証を前提として賃貸借契約が取り交わされております。しかしながら、少子化、高齢化、核家族化、晩婚化等の社会情勢の変化により、連帯保証人がいない賃借人や、連帯保証を第三者に依頼したくない賃借人が増加しており、当社のような法人による連帯保証のニーズが高まっております。

また、空室は年々増加しており、不動産管理会社等や賃貸人は、入居を促進するために家賃等の債務の保証金としての敷金を減額するなど、賃借人の初期費用負担の軽減を図っております。賃貸人は賃借人が賃貸借契約を解約した時点で未回収の家賃、修繕費用その他の債権を敷金から相殺しますが、敷金の減額により貸し倒れリスクが高まるため、家賃債務保証サービスへのニーズの拡大につながっております。

当社は、これらのニーズに応えるために賃借人の家賃滞納リスクを保証する家賃債務保証サービスを提供しており、本サービスによって、賃借人は賃貸借契約を円滑に行うことができ、賃貸人は賃借人の家賃滞納リスクの低減による安定的な賃貸経営を行うことが可能となります。

当社の事業は、「家賃債務保証事業」のみの単一セグメントにより構成されており、入居者（以下、「賃借人」といいます。）から賃貸住宅等の賃貸借契約に関して家賃債務保証を引き受け、賃貸人に対して家賃債務の連帯保証サービスを行い、賃借人から入居時に受け取る初回保証委託料と、入居後一年ごとに受け取る年間保証委託料の2つの収益を確保するビジネスモデルです。

以下に当社が営んでいる家賃債務保証事業の内容等について記載いたします。

（当社の家賃債務保証事業における業務の流れ）

（1）申込・審査・契約

賃貸物件への入居を希望する賃借予定者は、当社が代理店契約を締結している不動産管理会社等を通じて、当社に保証委託申込みを行います。当社は保証委託申込みを受け、蓄積しているデータベースを活用し、賃借予定者の性別・年齢・職業等の属性情報や賃借予定者が過去に取引実績がある場合は過去の家賃の支払状況などを基に審査を行った上で、賃借予定者と保証委託契約を締結し、賃貸人と賃貸保証契約を締結します。保証料は、初回保証料と年間保証料に分かれます。初回保証料は保証委託契約締結時に、年間保証料は、保証委託契約締結の1年後より毎年受領します。

（2）代位弁済

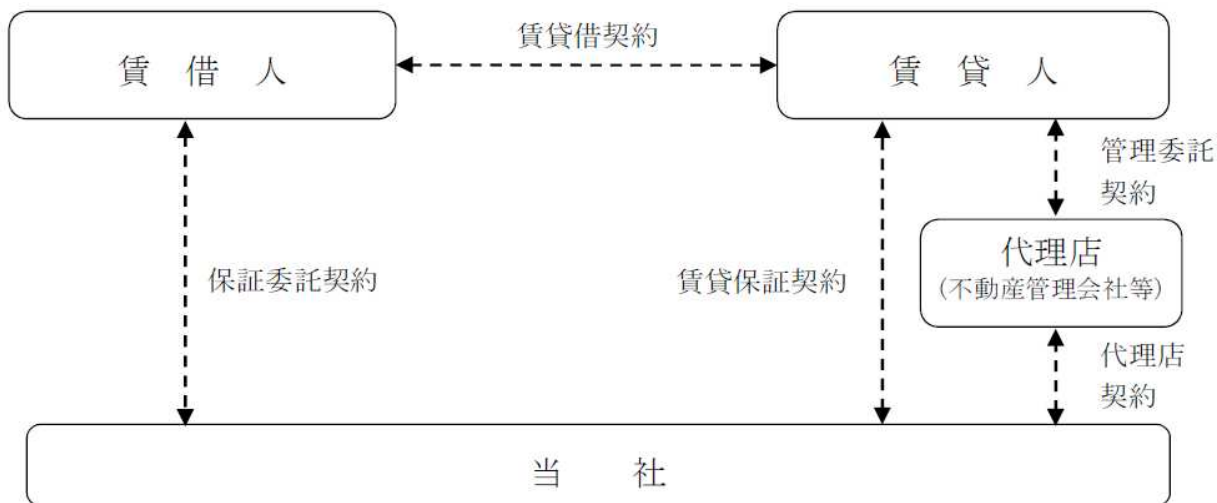
賃貸物件入居後に家賃の滞納が生じた場合には、賃貸人又は代理人（不動産管理会社等）より代位弁済請求を受けた上で、賃借人に対し滞納家賃の督促を行います。代位弁済請求のあった月に回収できなかった家賃は当社が補填し、回収できた他の賃借人の家賃とあわせて賃貸人に代位弁済します。

（3）督促

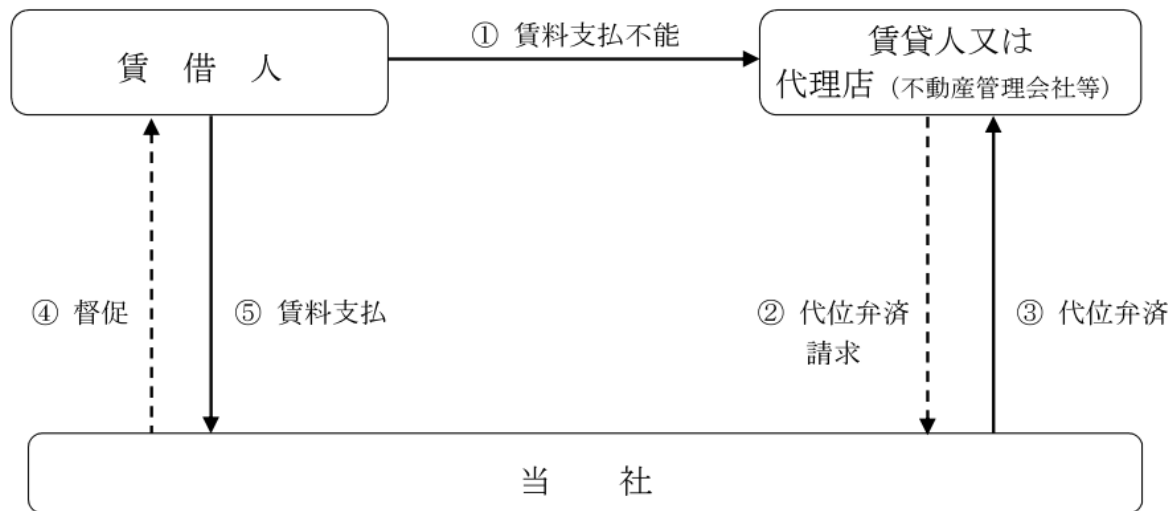
滞納した家賃の督促については、コンプライアンスを第一に考えたうえで、約定通りの支払いができるように支払い方法や収入に応じた分割返済の相談にも対応しております。

（家賃債務保証事業の事業系統図）

（契約関係図）



(代位弁済の流れ)



(注) 代位弁済請求が行われた後に、代位弁済期限までに賃借人から入金がある場合は、当社に入金頂いた上で、「③代位弁済」において当該入金金額を合せて賃貸人又は代理店（不動産管理会社等）に支払います。

(当社の家賃債務保証事業の特徴)

当社は、10ヶ所の事業拠点（東京、札幌、仙台、千葉、静岡、名古屋、大阪、岡山、高松、福岡）を設けており、これらの事業拠点において、約20,000店舗（平成29年8月末現在）からなる6,910社の代理店を活用して、家賃債務保証サービスの提供を全国的に展開しております。

また、与信審査については、前身の旧㈱Casa時代より蓄積してきた賃借人の属性、家賃支払状況等に係る約198万件（平成29年8月末現在）の審査データベースを活用することも特徴として挙げられます。この審査データベースを活用することで、受付段階の審査をシステム処理して審査時間を短縮することで、原則2時間以内での保証引受可否の回答が可能となっています。

家賃保証の引受条件として、連帯保証人を置く同業他社が少なくない中、当社は連帯保証人を不要としており、連帯保証人を確保する手間を要さず、速やかに審査を行うことで、スムーズに住まいを確保することが可能であると考えております。

当社は、賃借人から保証委託契約により契約時に初回保証料を受領し、その後、継続する契約（以下「継続契約」という。）者から、1年毎に年間保証料を受領する家賃債務保証契約を基本としています。家賃債務保証業界では、初回保証料を主としているフロー型ビジネスの会社と、初回保証料に加え年間保証料も受領するストック型ビジネスの会社に分かれていますが、当社は後者のフロー収入とストック収入の双方を得ているストック型ビジネスであり、安定した収益基盤を確保しております。

当社では代理店である不動産管理会社や家主に「Casaダイレクト」や「家主ダイレクト」といった家賃債務保証商品を提供しており、不動産管理会社や家主から家賃債務保証会社として当社を選択して頂くよう取り組んでいます。

(1) 「Casaダイレクト」

Casaダイレクトは、集金代行業務を行うリコーリース㈱と連携し平成27年6月から提供を開始した商品です。家賃の集金代行と家賃保証がセットになった事前立替型保証であり、不動産管理会社は滞納報告が不要のため、家賃管理業務の負担が軽減されることとなります。

(2) 「家主ダイレクト」

家主ダイレクトは、リコーリース㈱と東京海上日動火災保険㈱と連携し、賃貸人（家主）に家賃を直接送金する商品であり、平成28年4月から提供を開始しております。商品の基本設計は、Casaダイレクトと同様に事前立替型保証商品となっている他、賃貸物件で孤独死等が発生した場合に備えた保険サービスを組み合わせた商品です。当社の基本的商品及び他社の商品は、代理店を通じて家主と賃貸保証契約を締結しますが、「家主ダイレクト」は、家主と直接契約締結が可能であり、これまでの不動産管理会社マーケット主体から未開拓の自主管理家主マーケットに事業を展開する礎となる商品であると考えています。

家賃債務保証会社は、家主から賃貸住宅の管理等を受託している不動産管理会社等に対する営業を中心に行っており、不動産管理会社を利用しない家主（以下、「自主管理家主」といいます。）に対して直接アプローチすることはほぼなかったことから、自主管理家主は家賃債務保証会社の利用よりも連帯保証人を求めることが多い状況であると考えております。当社では、この不動産管理会社が管理する物件に係る家賃債務保証の市場を不動産管理会社マーケット、自主管理家主の物件に係る家賃債務保証の市場を自主管理家主マーケットと位置付けており、これまで家

賃債務保証の利用があまり進んでいない自主管理家主マーケットの開拓に注力するため、「家主ダイレクト」の提供を開始したものであります。

また、こうした家賃債務保証事業を補完する活動として以下のような事業を展開しています。

(1) 入居者向け情報提供

当社はこれまで家賃債務保証サービスを通じて入居者の満足度向上を図ってまいりましたが、さらにサービス拡充を目的として旅行、買い物、飲食、料理レシピ等の情報提供、及び割引サービスを提供する「入居者カフェ」のWebサービスを平成29年5月から開始しています。

(2) 相談窓口

当社は、住人の住替えや家賃保証等に関して渋谷区、板橋区、仙台市等14の自治体からの支援依頼にも対応しており、契約中の賃借人に限らず入居支援サービスを行っています。また、生活環境や収入状況の変化が起きた場合には、家賃の支払方法の相談や農林水産省が食品ロス削減を図る一つの手段として活動を支援している「フードバンク」を利用した食糧支援、就職の相談、必要に応じて収入に応じた賃貸物件への住み替え支援、住宅確保給付金や総合支援資金貸付制度等の公的支援制度の案内等の提案を行い、約定通りの支払いができるように支援を行っています。

(3) 自主管理家主向け賃貸管理システム

当社は、自主管理家主向けのサービスとして、賃貸管理システムを開発するパレットクラウド㈱と連携して「大家カフェ」を平成29年5月から開始しています。「大家カフェ」とは、自主管理家主向けに「空室対策」×「家賃決済」×「リフォーム」をコンセプトにIT技術を活用して賃貸物件を管理できる不動産管理支援サービスシステムです。現在は、不動産オーナーが抱える課題である「①入居者募集」「②家賃管理」「③リフォーム」を解決するためのサービスの提供をしています。それぞれの主なサービス内容は以下の通りとなります。

- ① 賃貸物件の物件概要や部屋の間取り図等情報が記載されている募集図面の作成や、当社の仲介ネットワークを使った入居希望者の紹介支援、さらに補修物件周辺相場レポートや設備状況の提供等、空室対策を全面サポートします。
- ② 家賃保証サービスに加え利用物件の家賃の入金明細レポートを提供し、家賃管理を可視化します。
- ③ 「選べるリフォーム」のコンセプトのもと家主自身で相見積もり、業者選定、修繕手配がネットで完結します。また、修繕工事の進捗状況は、施工写真付で随時レポートします。

(4) 不動産管理会社向け入居促進支援サービス

当社は、不動産管理会社や仲介会社の空室募集に関する業務に対し、当社の家賃債務保証サービスの利用を条件として入居促進支援を行う「Casaリーシングセンター」を平成29年7月から開始しています。「Casaリーシングセンター」のサービスは、人員不足等でお客様の対応ができなく機会損失に悩む不動産管理会社や仲介会社向けに、お客様からの空室確認、内見案内等の業務の代行や休日の問合せ対応及び問合せ状況に関するレポート報告等を提供します。

(5) 仲介事業

「MAPA」とは、当社が運営する賃貸物件の物件検索サイトです。「MAPA」は、家賃や部屋の間取り図等の基本情報に加え、当社独自のレポーターによる現地調査を踏まえた賃貸物件のレポート、近隣のショッピング、病院、エンターテインメント施設等の情報を提供しています。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
319（72）	41.8	6.3	5,369

- （注） 1. 従業員数は就業人員数であり、執行役員及び休職者を含んでおりません。
2. 臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 平均勤続年数は、平成26年2月1日に当社との合併により消滅した旧㈱Casaにおける勤続年数を通算しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおりますが、臨時雇用者を含んでおりません。
5. 当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第4期事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策等を背景に、企業収益や雇用情勢の改善がみられるなど緩やかな回復基調が続きました。

住宅市場につきましては、政府による住宅取得の促進に向けた施策の効果等により平成28年2月から12月までの新設住宅着工戸数は前年同期間対比6.9%増と持ち直しの傾向となりました。また、貸家着工戸数は平成27年11月以降14ヶ月連続の増加となりました（国土交通省：平成28年12月分建築着工統計調査報告）。

当事業年度におきましては、家賃の集金代行と家賃保証がセットになった事前立替型保証商品「Casaダイレクト」の販売、家賃債務保証範囲の拡大やクレジットカード決済の導入等、不動産管理会社の個別要望に応じた商品の販売や代理店手数料の引き上げを行ってまいりました。その結果、新規契約件数は前期比5.6%増加し、初回保証料売上は前期実績を上回る結果となりました。年間保証料売上については当期首における継続契約件数が前期比において9.7%増加したことに伴い、前期実績を上回る結果となりました。

一方、前事業年度第3四半期から、家賃滞納の回収にあたってコンプライアンスを重視して賃借人の経済環境の変化等を考慮し、慎重におこなったことにより、回収率が低下し求償債権が増加した結果、貸倒引当金が1,312,523千円（前事業年度末比58.1%増）と増加しました。

こうした取り組みの結果、当事業年度の経営成績につきましては、売上高は8,022,013千円（前事業年度比12.4%増）、営業利益は1,168,829千円（同25.1%減）、経常利益は1,263,094千円（同25.7%減）、当期純利益は632,522千円（同27.7%減）となりました。

※当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

第5期第2四半期累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、政府の経済政策と日銀の金融緩和政策等を背景に、個人消費の緩やかな持ち直しの動きや企業収益が改善するなど、回復基調が続いております。

住宅市場につきましては、新設住宅着工件数は全体で見ると横ばいの動きを続ける中、貸家着工件数は平成27年11月以降平成29年5月まで19ヶ月連続の増加の推移でしたが、平成29年6月は20ヶ月ぶりの減少となりました（国土交通省：平成29年6月分建築着工統計調査報告）。

このような事業環境の下、当社は、不動産会社を中心とした営業活動の推進や自主管理家主にとって利便性の高いと考えられる「集金代行」と「家賃保証」をセットにしたサービス「家主ダイレクト」の販売拡大に取り組んでまいりました。

また、平成29年5月よりWebで賃貸管理ができる家主専用システム「大家カフェ」のリリースや当社の契約者に向けた旅行、買い物、飲食、料理レシピ等の情報、及び割引サービスを提供する「入居者カフェ」のサービス提供を開始しております。こうした取り組みの結果、当第2四半期累計期間の売上高は4,154,307千円、営業利益は491,245千円、経常利益は542,638千円、四半期純利益は329,043千円となりました。

※当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) キャッシュ・フロー

第4期事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、営業活動により88,195千円獲得し、投資活動により182,326千円、財務活動により441,652千円それぞれ使用した結果、前事業年度末に比べ535,783千円減少して、1,512,004千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は88,195千円（前事業年度は1,226,234千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益1,263,094千円、貸倒引当金の増加482,409千円、前受金の増加202,090千円となった一方で、求償債権の増加815,699千円、法人税等の支払額1,125,714千円等となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は182,326千円（前事業年度は161,588千円の使用）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出77,233千円、投資有価証券の取得による支出100,020千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は441,652千円（前事業年度は831,728千円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出400,000千円等によるものであります。

第5期第2四半期累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末より581,864千円増加し、2,093,869千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動の結果得られた資金は841,445千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益542,638千円、のれん償却額130,950千円、貸倒引当金の増加額191,503千円、前受金の増加額270,373千円となった一方で、求償債権の増加額218,813千円、法人税等の支払額193,193千円等となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は40,056千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出30,532千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金は219,524千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出200,000千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産活動を行なっておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

受注活動を行なっておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第4期事業年度及び第5期第2四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。なお、当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、売上科目別に記載しております。

売上科目	第4期事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	前年同期比 (%)	第5期第2四半期累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
初回保証料 (千円)	4,663,930	114.5	2,297,101
年間保証料 (千円)	3,262,996	109.9	1,790,252
その他売上 (千円)	95,086	99.4	66,952
合計 (千円)	8,022,013	112.4	4,154,307

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. その他売上は、主に月額保証料であります。

3. 主要な販売先については、最近2事業年度等における相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため、記載を省略しています。

3【対処すべき課題】

(1) 現状の認識について

当社を取り巻く外部環境では、出生率の低下に伴い、我が国の総人口は、減少しておりますが、賃貸不動産に居る単身・夫婦のみ世帯は増加しており、連帯保証を依頼する保証人がいない又は、連帯保証を第三者に依頼したくない賃借人が増加しているため、今後も家賃債務保証マーケットは拡大していくと考えております。

一方、他社との競争も激しく、価格競争に巻き込まれない対応を図っていく必要があります。そのためには、安定した新規契約の獲得のための施策として市場ニーズに対応した新商品を継続的に開発・販売するとともに、新たな市場への参入により事業拡大を図り他社との差別化を図っていくことが喫緊の課題であります。

また、IT環境の進展により、家賃債務保証事業の派生サービスへの展開の可能性が高まっていると考えております。派生サービスの展開により、会社の持続的な成長基盤を強固にしていく必要があります。

当社は、家賃債務保証という事業の特性から、継続的に家賃を保証し続ける信用力が求められています。

従いまして、当社としては収益力の持続的向上を通じた磐石な財務基盤の確立並びに会社の将来を担っていく人材の育成を課題と認識しております。

(2) 当面の対処すべき課題の内容と具体的な取り組み状況等

① 既存事業領域における安定した新規契約の獲得

激しい競争環境の中では継続的に新規契約を獲得することが課題となっており、そのための施策として、既存代理店を通じた賃借人の当社家賃債務保証サービスの利用増や新規代理店の獲得等を推進し続ける必要があります。

当社では不動産管理会社等のニーズや業務効率改善に寄与する商品提案、決済業務にかかわる運用をシステム連携することによる利便性の向上、口座振替による家賃決済や家賃の事前立替払い商品等の提供により、不動産管理会社等の当社商品利用の促進に努めており、これまでに家賃の集金代行と家賃債務保証がセットになった事前立替型保証商品「Casaダイレクト」、賃貸物件の仲介をネット上で行うポータルサイト「MAPA」、不動産管理会社向けに空室物件への入居促進支援を行う「Casaリーシングセンター」等のサービスを開発し、提供を開始しているものの、現地調査を含め当社独自の賃貸物件レポートの作成を行うことで、差別化を図ることをコンセプトとしている「MAPA」は、当該賃貸物件レポートの登録のために時間を要したため、Web広告等本格的なセールス活動を行っておりませんでした。そのため今後はWeb広告や動画広告、その他の集客手段を用いてマーケットでの認知度の向上を図ります。また、「Casaリーシングセンター」は、既存代理店との取引深耕および新規代理店の開拓を推進する商品として平成29年7月にサービスを開始しておりますが、稼働後間もないことから既存取引先の認知度も浅く、新規代理店への展開も進んでおりませんので、利用促進のため既存代理店への売り込み及び新規代理店の開拓を進めてまいります。

上記の活動を推進することで新規契約獲得の増加を図ってまいります。

② 新たな市場の開拓

不動産管理マーケットは競争が激しく、新たな市場の開拓が課題となっております。家賃債務保証マーケットの中でも自主管理家主マーケットは競合が少なく未開拓であります。当社は集金代行（事前立替型）、家賃債務保証及び賃貸物件で孤独死等が発生した場合に備えた保険サービスを組み合わせた自主管理家主向け商品「家主ダイレクト」、及び「空室対策」×「家賃決済」×「リフォーム」をコンセプトにIT技術を活用した賃貸物件不動産管理支援サービスシステムの「大家カフェ」を開発し提供を開始しているものの、まだ日が浅く各種媒体を活用した広告宣伝施策も不足しており自主管理家主の認知度が高まっておりません。よって認知度向上のためのマーケティングが必要と考えており、Web広告や動画広告、セミナーその他継続的な集客手段を用いて利用促進を図ることにより、新規開拓を進めてまいります。

③ ITプラットフォーム化の推進による事業の育成

不動産管理マーケットは競争が激しく、新規サービスの育成が課題となっております。

当社では、新規サービスとして自主管理家主向けに「大家カフェ」、入居者に対しては旅行、買い物、飲食、料理レシピ等の情報、および割引サービスを提供する「入居者カフェ」のサービス提供を開始し、自主管理家主、入居者の満足度向上に努めております。「入居者カフェ」は平成29年5月リリース後、会員数は順調に拡大しておりますが、まだメニュー数は少なく一層の利用者の増加にはサービスメニューの拡大が必要となります。

今後は、不動産管理会社マーケットでの実績を事業基盤とし、自主管理家主マーケットを開拓するとともに、新規サービスとしてIT技術を活用して、「大家カフェ」の利用者である自主管理家主及び「入居者カフェ」の利用者である賃借人の入退去情報、支払い履歴等、並びに弊社の代理店である6,910社の不動産管理会社等の取引履歴、物件情報等の情報を蓄積するDMPプラットフォーム「Casa Cloud」（特許出願済）を活用して賃貸物件を探したい個人と賃貸物件の空室を埋めたい家主等のニーズのマッチングプラットフォームを構築したいと考えており、これに対する新基幹システムの構築を進める方針です。

④ 磐石な財務基盤の構築

当社は、家賃債務保証という事業の特性から、継続的に家賃を保証し続ける信用力が求められております。

信用力向上のためには、健全かつ継続的な成長による磐石な経営基盤・財務基盤の構築が重要であると考え、新規契約獲得による安定した収益確保、蓄積してきた審査データベースを活用した審査体制の強化、債権管理体制の及びリスク管理体制の強化に加えコンプライアンス遵守の徹底に努めてまいります。

⑤ 人材の育成

当社は、行動規範に「お客様の利益を第一に考えお客様の立場にたって業務を考え行」と規定し、全てのお客様にご満足いただけるサービスを提供することが重要であると認識しております。

そのためには、多種多様なお客様のニーズに対応するために幅広い知識とスキルを持った人材が必要であると考えており、反復的な内部研修はもとより外部機関を使った人材育成研修を行っております。

また、行動規範に「法律・規則を遵守するだけでなく倫理・公正・誠実を主軸とする高い社会規範を遵守する」と規定しコンプライアンス遵守の行動を徹底しておりますが、他社との差別化に寄与し事業の成長を支えるものは経営資源である人材であると考えているため、今後も引き続き人材の育成に努めてまいります。

⑥ 個人情報保護のための対応

当社では、お客様の個人情報を保有しているため、それらの情報の管理が事業の持続可能性を担保するために、最も重要な要素であると認識しております。当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より「プライバシーマーク」の認定を受けており、お客様の個人情報の機密性を高める施策を講じておりますが、今後事業が拡大し、規模が拡大するにあたってその管理の質が低下しないよう、規程の厳格な運用を徹底するとともに新基幹システムの開発による情報管理の強化を図って参ります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる事項及び投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。

当社は、これら事項の発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生後の対応に努めるものでありますが、当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 景気、賃貸市場の動向等の外部環境による影響

当社は「家賃債務保証事業」を行っているため、家賃の動向、住宅の建設動向、不動産に係る法律・税制の改正及び人口減少等を背景とした賃貸市場の縮小が生じることにより、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(2) 各種法規制及び制度等の変更に伴うリスク

家賃債務保証事業については、直接的に規制する法令等は存在していませんが、平成29年10月より国土交通省により任意の登録制度が発足することが予定されております。今後、この登録制度が条件化されたり、新たな法的規制の導入や現行の法的規制の改正が行われた場合並びに不動産賃貸業界全般に大きな影響を及ぼすような法的規制が設けられた場合には、当社の事業展開や当社の業績、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) レピュテーションリスク

当社は、「住」の確保に貢献することを会社の使命としており、賃借人の生活環境や収入状況の変化がおきた場合には、約定通りの支払いができるように支払い方法や収入に応じた分割返済の相談にも対応しております。

しかしながら、当社や家賃債務保証業界に対して、コンプライアンス遵守を懸念する否定的な内容の報道や風評が生じた場合、それが正確な事実であるか否かにかかわらず、当社のレピュテーションに影響を及ぼし、当社の事業活動に支障が生じることによって、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(4) 災害リスク

当社は全国的に事業を展開しておりますが、主要な営業拠点及びオペレーション部門等の本社機能を東京都に有しており、また、家賃債務保証サービスの対象となる賃貸物件は首都圏が多い状況となっています。このため、東京都を中心とする首都圏において地震その他の大規模災害が発生した場合は、オペレーション業務の停止、システムトラブル等の本社機能に甚大な被害が及ぶ可能性があり、当社の業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 信用リスク

① 代位弁済について

当社は、保証委託契約を締結した賃借人の家賃の滞納が発生した際に賃借人に対して代位弁済を行います。代位弁済額を抑制するため、蓄積してきた賃借人の属性、家賃支払状況等に係る顧客データベースを活用した属性分析による独自の与信管理体制を構築し、滞納発生を抑えるようにコントロールしております。

しかしながら、国内外の経済環境や雇用環境等が著しく悪化し賃借人の家賃支払いに影響した場合、代位弁済が増加することにより、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

② 貸倒引当金について

当社は、求償債権、年間保証料に対し貸倒引当金を計上しております。求償債権及び年間保証料に係る貸倒引当金については貸倒実績率に基づき回収不能見込額を計上しております。

しかしながら、実際の貸倒れが貸倒引当金額を大幅に上回り、貸倒引当金以上の損失が計上される場合及び貸倒引当金の計上基準を見直す必要が生じた場合は、当社の業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) のれんに関するリスク

第4期事業年度末（平成29年1月31日）における、当社の無形固定資産は4,632,761千円であり、そのうち、のれんが4,365,016千円を占めており、のれんの効果が発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。のれんは、旧㈱Casaを吸収合併したことにより発生いたしました。当該無形固定資産について減損が生じていると判断される場合、当社は減損損失を計上する必要があり、当該減損損失の計上は当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システムリスク

当社は業務をシステム化しており、システムの安定運用に依拠して審査、保証契約等の管理、債権管理、その他各種運用及びお客様の個人情報の記録・保存・管理等を行っております。コンピュータ及びネットワーク機器・回線障害または誤作動、システムプログラムの障害等により、正常な業務運営が妨げられることがないように、バックアッププランを含めた緊急時の体制を整えております。また、システム全般に適切なセキュリティ対策を講じております。

しかしながら、事故、火災、自然災害、停電、人為的ミス、ソフトウェアの不具合及び外部からの不正アクセス等により、システムの安定的な運用が困難となった場合、当社の事業活動に支障が生じることによって、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(8) 情報漏洩に関するリスク

当社は、個人情報を含む数多くのお客様情報を保有しております。当社は個人情報管理システム構築の為、「プライバシーマーク」を取得し、個人情報漏洩の発生を防ぐために、個人情報保護関連の規程・細則を整備し、従業員に対する教育によりお客様情報管理の徹底に努めております。

しかしながら、万が一、個人情報の紛失・漏洩・不正利用及び外部からの不正アクセス等により重大な情報漏洩等が発生した場合、当社の事業活動に支障が生じることによって、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(9) 事務リスク

当社は、不正確な事務処理あるいは事故及び不正等によるオペレーション品質の低下を防止するために、各種規程や業務マニュアルに基づいた事務処理を徹底し、また、各業務をシステム化することにより、人為的ミスの少ない効率的な事務処理体制の構築に努めております。

しかしながら、事務手続き上の故意または重過失により、事業活動に支障が生じることによって、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(10) 代理店との関係

当社は、代理店を通じて家賃債務保証事業を展開しております。代理店である不動産管理会社等の紹介を通じて賃借人と締結した契約に基づく売上を計上しているため、不動産管理会社等からの新規賃借人の紹介が何らかの事情で減少した場合、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(11) 新規事業について

当社は、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、新規事業への取り組みを進めていく方針であります。新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の期間を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。また、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当初の計画どおりに推移せず、新規事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定人物への依存リスク

当社事業開始以来の事業推進者である代表取締役社長宮地正剛は、当社事業に関する豊富な知識と経験を有しており、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において極めて重要な役割を果たしております。

当社では過度に同氏に依存しないよう、経営幹部の育成及び権限委譲による体制を構築し、経営組織の強化に努めております。しかしながら、何らかの理由により同氏の業務遂行が困難となった場合、当社の業績や財政状況に影響を与える可能性があります。

(13) 大株主の異動に伴うリスク

当社は、平成25年8月にMB0を目的として設立され、その後旧(株)Casaの経営陣と、アント・キャピタル・パートナーズ㈱が運用するアント・カタライザー4号投資事業有限責任組合及びCatalyzer Partners IV, GP, Ltd.の運用するCatalyzer Partners IV, L.P.から純投資を目的とした出資を受けております。

本書提出日現在において、アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合は当社発行済株式総数の74.4%、Catalyzer Partners IV, L.P.は10.0%を保有しており、当社の大株主となっています。上場後において当社株式を売却する可能性があり、上場後の当社株式の需給に影響を与える可能性があります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、事業発展のために必要なマネジメント力、コンプライアンスに精通した人材等の確保及び定着を目的として、取締役及び執行役員に対して新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は512,000株であり、潜在株式を含む株式総数5,712,000株に対し、9.0%にあたります。発行された新株

予約権の行使により発行される新株は、将来、当社の株式価値の希薄化や株式売買の需給への影響をもたらし、当社株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、資産・負債の残高及び収益・費用の金額に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績や現在の状況並びに現在入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられる見積りを採用しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況」中、「1 財務諸表等(1) 財務諸表」の「注記事項」の「重要な会計方針」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

第4期事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

① 売上高

当事業年度の売上高は、不動産管理会社等の新規代理店の増加や既存代理店である不動産管理会社・仲介会社を通じた当社家賃債務保証の利用件数が増加したことにより、前事業年度に比べ882,366千円増加の8,022,013千円（前事業年度比12.4%増）となりました。

② 売上原価及び売上総利益

当事業年度の売上原価は、前事業年度に比べ1,069,768千円増加の2,622,896千円（同68.9%増）となりました。主な要因は、営業活動により代理店等への支払手数料が148,224千円増加（同23.3%増）、家主が賃借人に対して提起する明渡訴訟件数の増加に伴い当社が家主に保証する訴訟費用が247,442千円増加（同134.5%増）及び求償債権が増加し貸倒引当金を積み増したため貸倒引当金繰入額が572,010千円増加（同78.0%増）したこと等によるものであります。

以上の結果、当事業年度の売上総利益は、前事業年度に比べ187,401千円減少の5,399,116千円（同3.4%減）となりました。

③ 販売費及び一般管理費並びに営業利益

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ204,784千円増加の4,230,286千円（同5.1%増）となりました。主な要因は、人件費が97,122千円減少（同4.5%減）した一方、租税公課が61,785千円増加（同25.3%増）、業務委託費が167,345千円増加（同184.9%増）したこと等によるものであります。

以上の結果、当事業年度の営業利益は、前事業年度に比べ392,186千円減少の1,168,829千円（同25.1%減）となりました。

④ 営業外損益及び経常利益

当事業年度の営業外収益は、償却債権取立益が51,072千円減少（同32.2%減）したこと等により、前事業年度に比べ55,622千円減少の108,605千円（同33.9%減）となりました。

以上の結果、当事業年度の経常利益は、前事業年度に比べ437,735千円減少の1,263,094千円（同25.7%減）となりました。

⑤ 当期純利益

当事業年度の税引前当期純利益は、前事業年度に比べ437,735千円減少の1,263,094千円（同25.7%減）となり、法人税等合計630,571千円（同23.6%減）を計上した結果、当事業年度の当期純利益は、前事業年度に比べ242,509千円減少の632,522千円（同27.7%減）となりました。

第5期第2四半期累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日）

① 売上高

当第2四半期累計期間の売上高は、既存代理店である不動産管理会社等を中心とした営業活動の推進や自主管理家主にとって利便性の高いと考えられる「集金代行」と「家賃保証」をセットにしたサービス「家主ダイレクト」の販売拡大に取り組んだことにより利用件数が増加したことにより、4,154,307千円となりました。

② 売上原価及び売上総利益

当第2四半期累計期間の売上原価は、1,498,597千円となりました。主な要因は、営業活動により代理店への紹介手数料が減少した一方、求償債権の増加により、貸倒引当金繰入額が増加したこと等によるものであります。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上総利益は、2,655,710千円となりました。

③ 販売費及び一般管理費並びに営業利益

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、2,164,464千円となりました。主な要因は、人件費及び人材派遣費用が減少した一方、広告宣伝費が増加したこと等によるものであります。

以上の結果、当第2四半期累計期間の営業利益は491,245千円となりました。

④ 営業外損益及び経常利益

当第2四半期累計期間の営業外収益は57,921千円、営業外費用は6,528千円となりました。主な要因は、償却債権取立益が減少したこと等によるものであります。

以上の結果、当第2四半期累計期間の経常利益は542,638千円となりました。

⑤ 四半期純利益

当第2四半期累計期間の税引前四半期純利益は542,638千円となり、法人税等合計213,594千円を計上した結果、当第2四半期累計期間の四半期純利益は329,043千円となりました。

(3) 財政状態の分析

第4期事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

① 流動資産

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ75,850千円増加の5,895,938千円（前事業年度末比1.3%増）となりました。主な要因は、売掛金が74,097千円増加となった一方で、貸倒引当金が481,510千円増加となったこと、現金及び預金が535,783千円減少となったこと等によるものであります。

当事業年度末の流動資産の主な内訳は、現金及び預金1,512,004千円、求償債権2,602,526千円、繰延税金資産1,568,157千円等であります。

② 固定資産

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ247,461千円減少の5,016,133千円（同4.7%減）となりました。主な要因は、のれんが261,900千円減少したこと等によるものであります。

当事業年度末の固定資産の主な内訳は、のれん（無形固定資産）の4,365,016千円等であります。

③ 流動負債

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ383,419千円減少の5,142,033千円（同6.9%減）となりました。主な要因は、前受金が202,090千円増加となった一方で、未払法人税等が436,497千円減少したこと等によるものであります。

当事業年度末の流動負債の主な内訳は、未払法人税等217,781千円、前受金3,801,861千円、預り金339,288千円、1年内返済予定の長期借入金400,000千円等であります。

④ 固定負債

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ420,714千円減少の634,336千円（同39.9%減）となりました。主な要因は、長期借入金が400,000千円減少したこと等によるものであります。

当事業年度末の固定負債の主な内訳は、長期借入金600,000千円等であります。

⑤ 純資産

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ632,522千円増加の5,135,702千円（同14.0%増）となりました。主な要因は、利益剰余金が632,522千円増加したことによります。

第5期第2四半期累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日）

① 流動資産

当第2四半期会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ844,955千円増加の6,740,894千円（前事業年度末比14.3%増）となりました。主な要因は、現金及び預金が581,864千円、求償債権が218,813千円増加となった一方で、貸倒引当金が191,503千円増加となったこと等によるものであります。

当第2四半期会計期間末の流動資産の主な内訳は、現金及び預金2,093,869千円、求償債権2,821,340千円、繰延税金資産1,752,797千円等であります。

② 固定資産

当第2四半期会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ173,975千円減少の4,842,157千円（同3.5%減）となりました。主な要因は、のれんが130,950千円減少したこと等によるものであります。

当第2四半期会計期間末の固定資産の主な内訳は、のれん（無形固定資産）の4,234,065千円等であります。

③ 流動負債

当第2四半期会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ550,791千円増加の5,692,824千円（同10.7%増）となりました。主な要因は、前受金が270,373千円、未払法人税等が212,072千円増加したこと等によるものであります。

当第2四半期会計期間末の流動負債の主な内訳は、未払法人税等429,853千円、前受金4,072,235千円、1年内返済予定の長期借入金400,000千円等であります。

④ 固定負債

当第2四半期会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ208,437千円減少の425,899千円（同32.9%減）となりました。主な要因は、長期借入金200,000千円減少したこと等によるものであります。

当第2四半期会計期間末の固定負債の主な内訳は、長期借入金400,000千円等であります。

⑤ 純資産

当第2四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ328,625千円増加の5,464,328千円（同6.4%増）となりました。主な要因は、利益剰余金が329,043千円増加したことによります。

(4) キャッシュ・フローの状況

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(5) 主要な経営指標の状況

当社の経営成績に影響を与える主要な経営指標として代理店社数及び継続契約件数があり、その増加を図ってきた結果、初回保証料・年間保証料が増加しております。それぞれの経営指標に対する当社の取組み及び初回保証料・年間保証料を含む経営指標の推移は以下の通りとなっています。

① 新規代理店獲得社数及び代理店社数

当社は連帯保証を求める不動産管理会社等のニーズに応え新規代理店を増やしてまいりました。近年の傾向として、連帯保証を依頼する保証人がいない入居希望者や、連帯保証を第三者に依頼したくない入居希望者、保証人による連帯保証のみでは不安に感じる賃貸人や不動産管理会社等が増加していることで、家賃債務保証に対するニーズは高まっていると考えております。こうした状況を踏まえ、当社は、新規契約の拡大を図るべく未提携不動産管理会社等に対する代理店契約締結に向けたアプローチを継続しており、最近3年間の新規代理店獲得社数及び代理店社数の推移は以下の通り推移しています。

（単位：社）

	平成27年1月期	平成28年1月期	平成29年1月期
新規代理店獲得社数	598	621	566
代理店社数合計	5,723	6,344	6,910

② 新規契約申込件数及び継続契約件数

当社は、代理店社数の増加に取り組むとともに既存不動産管理会社等に対する利用促進のための提案等を継続し、賃貸人や不動産管理会社等のニーズに沿った商品・サービスを提供することにより、継続契約件数の増加を図っています。この取組みの結果、新規契約申込件数及び継続契約件数の最近3年間の推移は、以下の通り推移しています。

(単位：件)

	平成27年1月期末	平成28年1月期末	平成29年1月期末
新規契約申込件数	130,221	148,658	157,724
継続契約件数	355,969	390,493	426,216

③ 初回保証料及び年間保証料

当社は、初回保証料に加え年間保証料も受領するストック型ビジネスであることを特徴としており、これら初回保証料及び年間保証料を増加させていくため、代理店数の増加、継続契約件数の増加を図っています。その結果、最近3年間の初回保証料及び年間保証料は、以下の通り推移しています。

(単位：千円)

	平成27年1月期	平成28年1月期	平成29年1月期
初回保証料	3,584,424	4,074,387	4,663,930
年間保証料	2,732,185	2,969,616	3,262,996

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は「住」の確保と「幸せ」を支援するという企業理念のもと、お客様の住まいの確保のため家賃債務保証サービスに加え家賃債務保証から派生するサービスを提供してまいります。

中長期的には、不動産管理会社マーケットでの実績を事業基盤とし、自主管理家主マーケットを開拓するとともに、新規サービスとしてIT技術を活用して、「大家カフェ」の利用者である自主管理家主、「入居者カフェ」の利用者である賃借人の入退去情報、支払い履歴等及び弊社の代理店である6,910社の不動産管理会社等及びその他提携会社等の取引履歴、物件情報等の情報を蓄積するDMPプラットフォーム「Casa Cloud」（特許出願済）を活用して賃貸物件を探したい個人と賃貸物件の空室を埋めたい家主等のニーズのマッチングプラットフォームを構築したいと考えており、準備を進めております。

今後は金融とIT技術を融合させたフィンテックに不動産事業も組み合わせた「不動産フィンテック」に経営資源を投入する方針です。

① 不動産管理会社マーケットでの戦略

不動産管理会社マーケットでのシェア拡大については、既存代理店の利用増加や新規代理店の獲得等を推進する方針です。当社では管理戸数1万戸以上の不動産管理会社の売上高が、売上高全体の過半を占めています。現在、管理戸数1万戸以上の不動産管理会社を中心とした既存代理店の深耕を進めるとともに、それ以下の不動産管理会社においては、「Casaダイレクト」を提供し、さらに人員不足に悩む管理会社に対して当社の家賃債務保証を利用することを条件とした空室問合せ対応等の入居促進支援を行う「Casaリーシングセンター」サービスを提供しております。

今後も不動産管理会社等のニーズに応えた商品を提供し、不動産管理会社マーケットでの事業基盤拡大を図ってまいります。

管理戸数	不動産管理会社等の特徴	代理店比率	売上比率	主な競合先
1 万戸以上	大手全国展開	2.4%	55.5%	信販
5 千戸～1 万戸	中堅・エリアの上位業者	1.8%	13.0%	信販・家賃債務保証会社
3 千戸～5 千戸	地場上位業者	1.7%	4.3%	信販・家賃債務保証会社
1 千戸～3 千戸	地場中位業者	8.3%	9.0%	信販・家賃債務保証会社
1 千戸未満	地場中位業者以下	85.8%	18.2%	家賃債務保証会社

② 自主管理家主マーケットでの戦略

現在、自主管理家主マーケットは世代交代が進み会社員や公務員を兼務しながらITを活用した賃貸経営を行う家主が増加しています。

そうしたマーケット環境の変化の中で、当社は家賃決済サービスの拡充やIT技術を駆使した「大家カフェ」を展開し家主のニーズに合致したサービスを提供し、自主管理家主マーケットを開拓していく方針です。

そのため、家主にとって利便性の高いと考えられ、家賃の集金代行、家賃保証及び孤独死等が発生した場合に備えた保険サービスを組み合わせた「家主ダイレクト」の提供を平成28年4月から開始したことに加え、家主が業務負担と考える「入居者募集」「家賃管理」「リフォーム」を支援するためのサービスである「大家カフェ」を平成29年5月から開始したところです。今後さらに税務や法律等専門家の窓口や、家主同士が情報を交換し合えるコミュニティサイトの構築等のサービスを拡充し商品の利便性を高めることで利用者の増加を図ってまいります。

③ 入居者に対する「住」のトータルサポートの戦略

入居者の目線に立って「住」のトータルサポートを充実させ、「幸せ」を毎日支援していくサービスを提供していくことが、当社の使命と考え、入居者から賃貸借契約時に当社を選択していただけるような会社を目指しています。当社は家賃債務保証サービスに加え、平成29年5月よりWebで旅行、買い物、飲食、料理レシピ等の情報提供、および割引サービスを提供する「入居者カフェ」のサービス提供を開始しております。

今後の展開として、入居者にとって付加価値のあると思われる人気物件情報、周辺環境情報、コミュニティ情報等を提供し、サービスの充実を図ってまいります。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因についての詳細につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照ください。

(8) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、外部環境・内部環境を踏まえ、向こう3ヵ年に取り組むべき課題を明らかにして経営計画を策定し、事業展開を行っております。

不動産管理会社市場は、既に競合が多く価格競争の動きが顕在化しており、そうした環境の中でシェアを拡大するために新商品の投入等価格競争以外の差別化に取り組んではおりますが、今後の事業の成長のためには新たな市場の開拓が課題であると考えております。そのため当社は新たな市場として、競合のない自主管理家主市場を開拓していく方針であります。自主管理家主市場への事業展開のために、自主管理家主にとって利便性の高いと考えられる商品を開発・提供しておりますが、更なる事業展開のために、新規サービスの開発を進めております。

また、賃貸市場はIT化が遅れていると思われる領域であるため、今後不動産取引のネット化が進むと考えており、新規サービスのためにIT化への対応も視野にいて、新基幹システムの開発を進めてまいります。

更に、平成29年6月の民法改正により、保証人に対する説明義務化や連帯保証人の保証極度額の設定義務化の規定が公布され、今後当該改正法が施行された場合、連帯保証人を採用した場合の事務負担の増加や保証限度額の設定による家主の家賃回収リスクの増加に伴い、自主管理家主の家賃債務保証に対するニーズが高まることが予想されますので、今後の動きに注視し不動産管理会社、自主管理家主のニーズに応じてまいります。

人材の育成については課題として認識しており、内部研修や外部機関を使った研修を行い、事業の成長を支える人材の育成に引き続き努めてまいります。

(参考情報)

当社は、経営成績の推移を把握するために、以下の算式により算出された調整後当期純利益を重要な財務指標として位置付けております。平成26年1月期以降の当社の調整後経常利益、調整後当期純利益の推移は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	平成26年1月期 (第1期)	平成27年1月期 (第2期)	平成28年1月期 (第3期)	平成29年1月期 (第4期)
経常利益又は経常損失(△)	△193,706	1,615,066	1,700,830	1,263,094
＋のれん償却額	－	257,535	266,265	261,900
調整後経常利益又は調整後経常損失(△) (注) 4	△193,706	1,872,601	1,967,096	1,524,995
当期純利益又は当期純損失(△)	△194,102	1,219,993	875,032	632,522
＋のれん償却額	－	257,535	266,265	261,900
調整後当期純利益又は調整後当期純損失(△) (注) 5	△194,102	1,477,528	1,141,298	894,423

- (注) 1. 当社は、平成25年8月27日にC41H(株)として設立されたため、第1期の会計期間は平成25年8月27日から平成26年1月31日までとなっております。なお、平成26年2月1日を効力発生日として旧株Casaを吸収合併し、同日付で株Casaに商号変更しております。
2. 第1期の経営指標等は、旧株Casaとの合併前のため、旧株Casaを含まないものとなっており、のれんは発生しておりません。
3. 第3期及び第4期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
- なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
4. 調整後経常利益又は調整後経常損失＝経常利益又は経常損失＋のれん償却額
5. 調整後当期純利益又は調整後当期純損失＝当期純利益又は当期純損失＋のれん償却額

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第4期事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当事業年度の設備投資の総額は109,838千円であります。その主なものは、会計システムの機能追加（9,936千円）及び基幹システムの機能強化を目的とした追加開発（73,300千円）であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

第5期第2四半期累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日）

当第2四半期累計期間において重要な設備投資はありません。また、当第2四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成29年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
		建物附属設備	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都新宿区)	統括業務施設 営業施設	22,347	260,495	75,150	357,992	219 (58)
札幌支店他9ヶ所	営業施設	9,022	—	1,232	10,255	104 (10)

(注) 1. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）を外数で記載しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. ソフトウェアにはソフトウェア仮勘定9,936千円が含まれております。

4. その他は、工具、器具及び備品17,985千円、リース資産58,396千円であります。

5. 現在休止中の主要な設備はありません。

6. 当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

7. 上記建物は全て賃借しており、年間賃借料は208,740千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成29年8月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都新宿区)	家主向け不動産 管理支援サービ スシステム開発	57,000	18,500	自己資金	平成28.7	平成31.1	(注) 2
本社 (東京都新宿区)	ポータルサイト 開発	9,000	7,834	自己資金	平成27.12	平成29.12	(注) 2
本社 (東京都新宿区)	新基幹システム 開発	500,000	—	自己資金及 び増資資金	平成29.1	平成31.1	(注) 2

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 「完成後の増加能力」については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

(注) 平成29年8月23日開催の取締役会決議により、平成29年9月12日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は9,900,000株増加し、10,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	52,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です（注）2
計	52,000	—	—

(注) 1. 平成29年8月23日開催の取締役会決議により、平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより本書提出日現在の発行済株式総数は5,148,000株増加し、5,200,000株となっております。

2. 平成29年9月11日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、平成29年9月12日付で100株を1単位とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成25年10月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数（個）	4,200	3,360
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,200（注）1	3,360（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2	50,000（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成26年5月1日 至 平成41年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,497 資本組入額 25,249	発行価格 50,497 資本組入額 25,249
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。	同左
新株予約権の取得に関する事項	（注）4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

(注) 1 株式の数の調整

当社が新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、この調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2 払込金額の調整

割当日後に、当社が行使価額（既に調整が行われた場合には、当該調整が行われた時点での調整後行使価額に読み替える。）を下回る払込金額または処分価額で普通株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

また、割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3 権利行使の条件等

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、その保有する新株予約権の行使の時点において当社または当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。）の取締役または執行役員（これらに準じる役職にある者を含む。以下同じ。）の地位になければならない。但し、以下の各号に定める事由に基づく場合で、かつ、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。
 - a 新株予約権者である取締役または執行役員が任期満了により退任した場合
 - b 新株予約権者である取締役または執行役員が当社の都合によりその地位を離れた場合
- ② 新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合または当社若しくは当社子会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。
- ③ 新株予約権者に法令または当社若しくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

4 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が上記（注）3により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）１に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 a の資本金等増加限度額から上記 a に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記（注）３及び（注）４に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。
 - ⑧ 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。
- 6 平成29年９月12日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

② 第２回新株予約権（平成25年10月30日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成29年１月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年８月31日）
新株予約権の数（個）	1,600	1,600
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,600 （注）１	1,600 （注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000 （注）２	50,000 （注）２
新株予約権の行使期間	自 平成27年10月31日 至 平成35年10月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。	同左
新株予約権の取得に関する事項	（注）４	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

(注) 1 株式の数の調整

当社が新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、この調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2 払込金額の調整

割当日後に、当社が行使価額（既に調整が行われた場合には、当該調整が行われた時点での調整後行使価額に読み替える。）を下回る払込金額または処分価額で普通株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

また、割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3 権利行使の条件等

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、その保有する新株予約権の行使の時点において当社または当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。）の取締役または執行役員（これらに準じる役職にある者を含む。以下同じ。）の地位になければならない。但し、以下の各号に定める事由に基づく場合で、かつ、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。

a 新株予約権者である取締役または執行役員が任期満了により退任した場合

b 新株予約権者である取締役または執行役員が当社の都合によりその地位を離れた場合

② 新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合または当社若しくは当社子会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

③ 新株予約権者に法令または当社若しくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

④ 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

⑤ 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

4 新株予約権の取得事由

① 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が上記（注）3により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げ

る株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1 に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記aの資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記（注）3及び（注）4に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

⑧ 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。

6 平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

③ 第3回新株予約権（平成25年10月30日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成29年1月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年8月31日）
新株予約権の数（個）	160	160
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	160（注）1	160（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2	50,000（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成27年10月31日 至 平成35年10月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 51,050 資本組入額 25,525	発行価格 51,050 資本組入額 25,525
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。	同左
新株予約権の取得に関する事項	（注）4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 株式の数の調整

当社が新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、この調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2 払込金額の調整

割当日後に、当社が行使価額（既に調整が行われた場合には、当該調整が行われた時点での調整後行使価額に読み替える。）を下回る払込金額または処分価額で普通株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

また、割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3 権利行使の条件等

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、その保有する新株予約権の行使の時点において当社または当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。）の取締役または執行役員（これらに準じる役職にある者を含む。以下同じ。）の地位になければならない。但し、以下の各号に定める事由に基づく場合で、かつ、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。

- a 新株予約権者である取締役または執行役員が任期満了により退任した場合
- b 新株予約権者である取締役または執行役員が当社の都合によりその地位を離れた場合
- ② 新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合または当社若しくは当社子会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。
- ③ 新株予約権者に法令または当社若しくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- 4 新株予約権の取得事由
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が上記（注）3により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記aの資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記（注）3及び（注）4に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。
 - ⑧ 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。

6 平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成25年8月27日 (注) 1	1	1	25	25	25	25
平成25年9月25日 (注) 2	45,101	45,102	1,127,525	1,127,550	1,127,525	1,127,550
平成25年9月26日 (注) 3	460	45,562	11,500	1,139,050	11,500	1,139,050
平成25年9月27日 (注) 4	6,438	52,000	160,950	1,300,000	160,950	1,300,000
平成29年9月12日 (注) 5	5,148,000	5,200,000	—	1,300,000	—	1,300,000

(注) 1. 平成25年8月27日は、当社設立に伴う新株発行です。発行価格 50,000円、資本金組入額 25,000円

2. 有償第三者割当

割当先 アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合 45,101株

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

3. 有償第三者割当

主な割当先 堀内宣治、他2名 460株

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

4. 有償第三者割当

主な割当先 宮地正剛、他1名 6,438株

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

5. 株式分割 (1:100) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年8月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	2	－	2	1	－	6	11	－
所有株式数 （単元）	－	1, 200	－	4, 220	5, 177	－	41, 403	52, 000	－
所有株式数の 割合（％）	－	2. 3	－	8. 1	10. 0	－	79. 6	100. 0	－

(注) 平成29年8月23日開催の取締役会決議により、平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 52,000	52,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	52,000	—	—
総株主の議決権	—	52,000	—

(注) 1. 平成29年8月23日開催の取締役会決議により、平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより本書提出日現在の発行済株式総数は5,148,000株増加し、5,200,000株となっております。

2. 平成29年9月11日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、平成29年9月12日付で100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

①第1回新株予約権（平成25年10月30日取締役会決議）

決議年月日	平成25年10月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 当社執行役員の取締役就任により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社執行役員1名であります。

②第2回新株予約権（平成25年10月30日取締役会決議）

決議年月日	平成25年10月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③第3回新株予約権（平成25年10月30日取締役会決議）

決議年月日	平成25年10月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 当社執行役員の取締役就任により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社執行役員1名であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と財務体質強化のための内部留保とのバランスを考慮しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度につきましては、内部留保の充実を優先したことから剰余金の配当を実施しておりません。

内部留保資金の使途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、貸借人・不動産管理会社等・賃貸人などの当社のユーザーにとってより有益なサービスを提供するための事業基盤強化と整備や、マーケットやターゲットの変化に対応するための新たな事業展開への投資等の財源として利用してまいりたいと考えております。

今後の剰余金の配当につきましては、中長期的な視点で業績や財務状況、投資計画を考慮したうえで、上記の基本方針に基づき、株主への利益還元に積極的に取り組んでまいります。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 10%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	宮地 正剛	昭和47年3月14日生	平成16年4月 ㈱リプラス入社 平成20年10月 レントゴー保証㈱ (旧㈱ Casa) 代表取締役社長 平成21年2月 ㈱HDA代表取締役 平成21年3月 日本保証システム㈱代表取締役 平成21年10月 ㈱ティーシップ代表取締役 平成21年11月 一般社団法人賃貸保証機構 代表理事 (現任) 平成26年2月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	195,000
取締役	経営管理部長	堀内 宣治	昭和22年2月7日生	昭和44年4月 住友信託銀行㈱ (現 三井住友信託銀行㈱) 入行 平成12年4月 東西土地建物㈱入社 平成19年7月 ㈱メディアアッティコミュニケーションズ入社 平成21年4月 ㈱ジュピターテレコム入社 平成22年5月 レントゴー保証㈱ (旧㈱ Casa) 入社 平成22年8月 レントゴー保証㈱ (旧㈱ Casa) 執行役員経営管理部長 平成25年4月 旧㈱Casa取締役 平成26年2月 当社取締役経営管理部長 (現任)	(注) 3	32,000
取締役	営業部長	川西 直人	昭和42年3月2日生	平成19年4月 ㈱リプラス入社 平成20年10月 レントゴー保証㈱ (旧㈱ Casa) 入社 平成25年7月 旧㈱Casa営業管理本部営業部長 平成25年7月 同社執行役員営業部長 平成26年2月 当社執行役員営業部長 平成28年4月 当社取締役営業部長 (現任)	(注) 3	19,000
取締役	—	打込 愛一郎	昭和27年4月14日生	昭和51年4月 ㈱三菱銀行 (現 ㈱三菱東京UFJ銀行) 入行 平成14年4月 同行IT事業部長 平成18年2月 リコーリース㈱専務執行役員 平成18年6月 同社取締役専務執行役員 平成26年4月 同社取締役副社長執行役員 平成26年6月 アウロラ債権回収㈱取締役 平成27年6月 ㈱アイネス常勤監査役 (現任) 平成28年7月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役	—	嶋田 一弘	昭和20年4月23日生	昭和39年4月 日本銀行入行 昭和58年8月 アコム㈱入社 平成18年6月 同社専務取締役 平成20年12月 ㈱日本信用情報機構 代表取締役社長 平成27年6月 同社顧問 平成29年4月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常 勤 監 査 役	—	奥 敏博	昭和26年11月16日生	昭和50年4月 大和証券㈱入社 平成12年4月 日興証券㈱（現SMBC日興証券 ㈱）入社 平成13年5月 エンサイ・ドットコム証券㈱ 入社 平成25年4月 旧㈱Casa監査役 平成26年2月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	—
監 査 役	—	宮崎 良一	昭和58年1月23日生	平成18年12月 監査法人トーマツ（現有限責 任監査法人トーマツ）入所 平成22年9月 公認会計士登録 平成23年10月 ㈱BridgeConsulting 代表取締役（現任） 平成23年11月 税理士登録 平成23年11月 税理士法人Bridge 代表社員（現任） 平成25年3月 ㈱Amazing 取締役（現任） 平成25年12月 ㈱HumanBridge 代表取締役（現任） 平成27年4月 ㈱たまるアセットマネジメン ト 非常勤監査役 平成27年9月 ㈱イードリーマー 非常勤監査役（現任） 平成28年1月 当社監査役（現任） 平成28年11月 ㈱ビー・シー・ピー取締役 （現任）	(注) 4	—
監 査 役	—	片岡 義広	昭和29年7月30日生	昭和55年4月 弁護士登録 昭和58年4月 片岡総合法律事務所開設 （現任） 平成16年4月 法政大学法科大学院兼任教授 平成16年4月 中央大学法科大学院講師（現 客員教授（現任）） 平成22年6月 コンフォリア・レジデンシャ ル投資法人監督役員（現任） 平成23年6月 ㈱肥後銀行社外監査役 （現任） 平成25年3月 ㈱サイリス社外監査役 （現任） 平成26年4月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
計						246,000

- (注) 1. 取締役打込愛一郎及び嶋田一弘は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役奥敏博、監査役宮崎良一及び片岡義広は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成29年9月11日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成31年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成29年9月11日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成33年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。提出日現在における執行役員は次のとおりであります。
- 執行役員 顧客管理部長 岩本耕一

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「企業理念」を経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置付けております。企業理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題と位置付けております。このため、当社は事業の拡大に対応して、適宜、組織の見直しを行い、事業の損益管理、職務権限と責任の明確化を図っております。

<企業理念>

私たちは、人間の最も基本的なニーズである衣・食・住のうち、「住」の確保に貢献することを会社の使命としています。

Casaの保証サービスは、私たちに関わる全ての人々の「住」の確保と「幸せ」を毎日支援することを目的としています。

企業理念の考え方について、社内での共有を図るべく、業務全般に亘る行動指針である「行動規範」を企業理念に基づき定め、当社の全役職員に周知・浸透を図っております。

<行動規範>

Casaのお客様は入居者です。Casaはお客様の利益を第一に考え、お客様の立場にたって業務を考え行います。

Casaは法律・規則を遵守するだけでなく、倫理・公正・誠実を主軸とする高い社会規範を遵守します。

Casaは取引先、株主、金融機関の信頼に応えるために、事業の健全な成長を図り、磐石な財務基盤を構築します。

Casaは社員が使命感と達成感を持って、豊かに幸せな気持ちで業務にあたれる職場を提供します。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であります。

取締役会は、原則月1回、その他必要に応じて開催しており、経営の意思決定を迅速かつ効率的に行うため、取締役5名で構成しております。

監査役会は、3名の監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成されております。各監査役は高い専門的見地から取締役会、経営会議等に積極的に参加し、取締役の意思決定・業務執行の適法性について厳正な意見を述べております。

また、会計監査人と会計監査の適正性に関し適宜意見交換を行っております。

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役5名により構成されております。原則として毎月1回の定時開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、業務執行の状況の報告を受けるとともに、経営に関する重要事項についての意思決定、業務執行の監督を行っております。また、取締役会には社外監査役3名が出席し、必要に応じて意見を述べております。

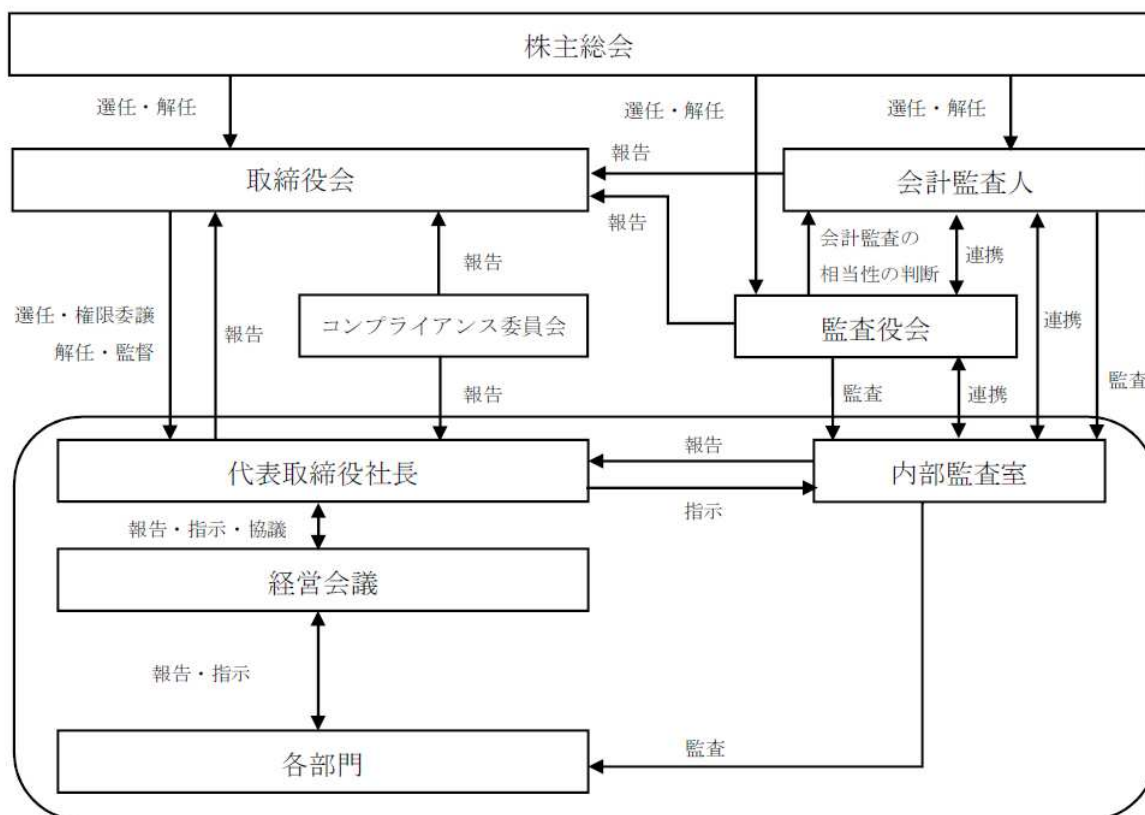
<監査役会>

当社の監査役会は、社外監査役3名（うち1名は常勤監査役）により構成されております。規定上は、原則として定期開催とされておりますが、現在は、毎月1回開催しております。監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行います。

<経営会議>

経営会議は、取締役、執行役員、部長及び次長により構成されております。原則として毎月2回開催しております。また、必要に応じ議案に関係ある者が出席しております。経営会議は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項の協議を行い、業務執行上必要な判断を迅速に行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



ロ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定めております。

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - ・取締役会の監督機能を強化するために社外取締役を選任する。
 - ・取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - ・コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、「コンプライアンス委員会」を開催し、取締役及び使用人の法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
 - ・業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査担当の内部監査室を設置し、定期的に業務監査を行う。
 - ・法令違反またはコンプライアンスの懸念事項を予防及び発見するため、内部通報制度を『ホットライン規程』に基づき運営する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は、法令及び『文書管理規程』に従い適切に保存、管理する。
 - ・取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理体制を整備、構築するため『リスクマネジメント基本規程』を定め会社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
 - ・経営に重大な影響を与える不測の事態に備え、事業継続計画を整備する。特に、基幹システムについては、大規模災害または障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するための体制を整える。
 - ・不測の事態が発生した場合には、緊急対策協議会を招集、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめ早期の正常化を図る体制を整える。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・『取締役会規程』に基づき、取締役会を原則月1回定期的に開催するほか適宜開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
 - ・『経営会議規程』に基づき、取締役、執行役員、部長及び次長をもって構成される経営会議を設け、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議する。
 - ・取締役会の迅速な意思決定と職務執行が可能となることを目指し、執行役員制度を設ける。
- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、これを置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・取締役及び使用人は、法定の事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項等を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - ・内部監査、内部通報及びコンプライアンス委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
 - ・監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、会社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受ける。
 - ・会社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したのに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
- g 監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・会社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役がその職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
 - ・監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者及び会計監査人との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制の整備を行う。
 - ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。
- h 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断する。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として内部監査室を設置しております。

内部監査室は、内部監査担当者2名によって構成されており、各年度に策定する監査基本計画に従い、各業務部門の業務監査、業務改善の指導、確認等を代表取締役社長直轄で行っております。

内部監査を実施した都度内部監査担当者による代表取締役への監査実施結果の報告及び代表取締役の指示に基づく被監査部門による改善状況の書面による報告を行うこととしております。なお、監査結果については、内部監査室長が内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に提出します。

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。監査役は取締役会に出席するとともに、原則として、毎月1回の監査役会を開催し、当社の経営に対する監視並びに取締役の業務執行の適法性について監査を行っております。また、監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と連携して、内部監査の指摘事項及び改善状況の確認、会計監査における指摘事項の改善状況等を共有することにより、監査の有効性及び効率性を高めております。

③ 会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に準じた会計監査を実施しております。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士は次のとおりで、いずれも継続監査年数は7年以内です。

指定有限責任社員 業務執行社員 片岡 久依

指定有限責任社員 業務執行社員 岡田 雅史

また、当社の監査業務にかかる補助者は公認会計士4名、その他9名であります。

④ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要と考えております。

社外取締役打込愛一郎は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役嶋田一弘は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役奥敏博は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役宮崎良一は、当社との人的関係、資本的関係はありませんが、当社の内部統制構築にかかわる業務委託先であった株式会社BridgeConsultingの代表取締役であります。

社外監査役片岡義広は弁護士であり、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役は、取締役5名のうち2名を社外取締役とし取締役会において経営陣から独立した立場で必要な情報収集を行い、豊富な経験や知識を生かして適宜質問を行い、意見交換を行うなど、連携を図っております。

社外監査役は、監査役制度の充実・強化を図って監査役3名のうち、全員が社外監査役として経営監視にあたっており、取締役会や監査役会において豊富な知識、経験、専門的見地からの報告や発言を適宜行っております。また、監査役監査においては、その独立性、中立性、専門性を十分に発揮し、監査を実施するとともに、会計監査人及び内部監査室と連携を図り情報収集や意見交換を積極的に行っております。

なお、当社は取締役・監査役の選定基準及び社外取締役・社外監査役の当社からの独立性に関する基準を東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考として定めております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

a. リスク管理

当社は、リスク管理体制を構築し、コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行っております。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、不測のリスクを出来る限り事前に回避する対応をとっております。

b. コンプライアンス体制

当社グループでは、コンプライアンス基本規程を定め、同規程の下で全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的に取締役会によりコンプライアンスオフィサーを選任しております。コンプライアンスオフィサーは、全社コンプライアンス方針、再発防止対応及び個別事案の処理並びに再発防止のため、「コンプライアンス委員会」を主催しております。特に、業務事故報告体制の強化に努め、事故発生時の即時報告、機動的な初期対応、事後における事故原因の究明と再発防止策の策定について一連の仕組みを整備導入しております。また、コンプライアンス違反に対する通報システムとして、『ホットライン規程』を制定し、社内及び外部の弁護士事務所を通報窓口とする通報制度を設けております。

c. 情報セキュリティ体制及び個人情報保護体制

当社では、個人情報保護に関する責任者として経営管理部長を個人情報保護管理者として選任し、プライバシーマークの取得などを通じて個人情報漏えい防止の体制を整備しており、万が一漏えいした場合にも迅速な対応を可能とする体制を構築しております。また、個人情報保護体制の中で、情報機器の取扱等を含む情報セキュリティ全般について規程等を整備し、対応を図っております。

⑥ 役員報酬等

a 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	101,100	67,260	33,840	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—
社外取締役	3,500	3,500	—	4
社外監査役	14,400	14,400	—	3

b 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
金額に重要性がないため、記載しておりません。

c 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、各取締役の貢献等を勘案し、報酬額を決定することとしております。監査役の報酬につきましても、株主総会の決議により定められた報酬額の範囲内において、監査役の協議にて決定しております。

⑦ 株式の保有状況

a 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
1 銘柄 100,020千円

b 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
パレットクラウド株式会社 (旧、株式会社まちこえ)	3,334	100,020	自主管理家主マーケット向け システムの開発のため業務・ 資本提携

c 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

⑧ 責任限定契約の内容

当社は、当社と社外取締役及び社外監査役の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の行為に関して法令が規定する額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款で定めておりますが、当社と社外取締役及び社外監査役の間で責任限定契約は締結しておりません。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

⑩ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 中間配当

当社は取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
30,000	—	25,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)
該当事項はありません。

(最近事業年度)
該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)
該当事項はありません。

(最近事業年度)
該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査日数、当社の規模及び業務の特性等を勘案した上で決定しております。
会計監査人の報酬の額については、監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）及び当事業年度（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年2月1日から平成29年7月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応できる体制を整備するため、監査法人や印刷会社の主催するセミナーへの参加や、財務会計等の専門書の定期購読を行っています。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年1月31日)	当事業年度 (平成29年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 2,047,788	1,512,004
売掛金	850,281	924,379
前渡金	34,098	42,519
求償債権	※1 1,786,827	2,602,526
前払費用	55,060	52,037
繰延税金資産	1,533,505	1,568,157
その他	342,639	505,936
貸倒引当金	△830,113	△1,311,623
流動資産合計	5,820,088	5,895,938
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	74,291	74,291
減価償却累計額	△37,005	△42,921
建物附属設備（純額）	37,285	31,369
工具、器具及び備品	65,556	70,251
減価償却累計額	△43,630	△52,265
工具、器具及び備品（純額）	21,925	17,985
リース資産	151,795	153,190
減価償却累計額	△78,207	△102,043
リース資産（純額）	73,587	51,146
有形固定資産合計	132,799	100,502
無形固定資産		
のれん	4,626,917	4,365,016
ソフトウェア	270,407	250,559
ソフトウェア仮勘定	47,098	9,936
リース資産	9,666	7,250
無形固定資産合計	4,954,090	4,632,761

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年1月31日)	当事業年度 (平成29年1月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	—	100,020
従業員に対する長期貸付金	300	450
破産更生債権等	—	899
長期前払費用	927	1,139
繰延税金資産	6,080	15,337
その他	169,397	165,922
貸倒引当金	—	△899
投資その他の資産合計	176,705	282,869
固定資産合計	5,263,595	5,016,133
資産合計	11,083,683	10,912,072
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	※1 400,000	400,000
リース債務	33,974	28,372
未払金	217,886	203,823
未払費用	40,958	26,776
未払法人税等	654,278	217,781
前受金	3,599,771	3,801,861
預り金	338,187	339,288
賞与引当金	240,396	123,836
その他	—	294
流動負債合計	5,525,453	5,142,033
固定負債		
長期借入金	※1 1,000,000	600,000
リース債務	55,051	34,336
固定負債合計	1,055,051	634,336
負債合計	6,580,504	5,776,370

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年1月31日)	当事業年度 (平成29年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,300,000	1,300,000
資本剰余金		
資本準備金	1,300,000	1,300,000
資本剰余金合計	1,300,000	1,300,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,900,924	2,533,446
利益剰余金合計	1,900,924	2,533,446
株主資本合計	4,500,924	5,133,446
新株予約権	2,255	2,255
純資産合計	4,503,179	5,135,702
負債純資産合計	11,083,683	10,912,072

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成29年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,093,869
売掛金	985,189
求償債権	2,821,340
繰延税金資産	1,752,797
その他	590,823
貸倒引当金	△1,503,126
流動資産合計	6,740,894
固定資産	
有形固定資産	80,403
無形固定資産	
のれん	4,234,065
その他	237,776
無形固定資産合計	4,471,842
投資その他の資産	
その他	290,811
貸倒引当金	△899
投資その他の資産合計	289,912
固定資産合計	4,842,157
資産合計	11,583,052
負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	400,000
未払法人税等	429,853
前受金	4,072,235
賞与引当金	162,855
その他	627,880
流動負債合計	5,692,824
固定負債	
長期借入金	400,000
その他	25,899
固定負債合計	425,899
負債合計	6,118,723
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,300,000
資本剰余金	1,300,000
利益剰余金	2,862,490
株主資本合計	5,462,490
新株予約権	1,837
純資産合計	5,464,328
負債純資産合計	11,583,052

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)	当事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)
売上高	7,139,646	8,022,013
売上原価	1,553,127	2,622,896
売上総利益	5,586,518	5,399,116
販売費及び一般管理費	※ 4,025,502	※ 4,230,286
営業利益	1,561,015	1,168,829
営業外収益		
受取利息	575	377
償却債権取立益	158,794	107,722
その他	4,857	506
営業外収益合計	164,228	108,605
営業外費用		
支払利息	21,913	7,606
支払手数料	2,499	6,499
その他	—	235
営業外費用合計	24,413	14,341
経常利益	1,700,830	1,263,094
税引前当期純利益	1,700,830	1,263,094
法人税、住民税及び事業税	958,969	674,480
法人税等調整額	△133,171	△43,909
法人税等合計	825,797	630,571
当期純利益	875,032	632,522

【売上原価明細書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)		当事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)	
区分	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
I 経費				
貸倒引当金繰入額	733,279	47.2	1,305,289	49.8
支払手数料	635,930	40.9	784,155	29.9
支払報酬	183,917	11.8	431,360	16.4
その他	—	—	102,090	3.9
売上原価	1,553,127	100.0	2,622,896	100.0

【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
売上高	4,154,307
売上原価	1,498,597
売上総利益	2,655,710
販売費及び一般管理費	※ 2,164,464
営業利益	491,245
営業外収益	
償却債権取立益	32,411
償却債権売却益	24,874
その他	635
営業外収益合計	57,921
営業外費用	
支払利息	2,860
支払手数料	1,667
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	6,528
経常利益	542,638
税引前四半期純利益	542,638
法人税、住民税及び事業税	397,891
法人税等調整額	△184,296
法人税等合計	213,594
四半期純利益	329,043

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,025,891	1,025,891	3,625,891	2,255	3,628,147
当期変動額								
当期純利益				875,032	875,032	875,032		875,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							—	—
当期変動額合計	—	—	—	875,032	875,032	875,032	—	875,032
当期末残高	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,900,924	1,900,924	4,500,924	2,255	4,503,179

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	1, 300, 000	1, 300, 000	1, 300, 000	1, 900, 924	1, 900, 924	4, 500, 924	2, 255	4, 503, 179
当期変動額								
当期純利益				632, 522	632, 522	632, 522		632, 522
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）							—	—
当期変動額合計	—	—	—	632, 522	632, 522	632, 522	—	632, 522
当期末残高	1, 300, 000	1, 300, 000	1, 300, 000	2, 533, 446	2, 533, 446	5, 133, 446	2, 255	5, 135, 702

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,700,830	1,263,094
減価償却費	129,674	154,463
のれん償却額	266,265	261,900
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4,642	△116,560
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	137,775	482,409
支払利息	21,913	7,606
支払手数料	2,499	6,499
売上債権の増減額 (△は増加)	△42,236	△74,997
求償債権の増減額 (△は増加)	△676,745	△815,699
未払金の増減額 (△は減少)	30,895	△16,671
前受金の増減額 (△は減少)	369,676	202,090
預り金の増減額 (△は減少)	△59,506	1,100
その他	△66,301	△133,986
小計	1,819,384	1,221,250
利息の受取額	466	327
利息の支払額	△22,071	△7,668
法人税等の支払額	△571,545	△1,125,714
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,226,234	88,195
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	—	△100,020
有形固定資産の取得による支出	△30,614	△5,161
無形固定資産の取得による支出	△95,921	△77,233
保証金の差入による支出	△39,791	△659
保証金の戻入による収入	3,779	774
その他	960	△25
投資活動によるキャッシュ・フロー	△161,588	△182,326
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△800,000	△400,000
リース債務の返済による支出	△29,028	△34,952
その他	△2,700	△6,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	△831,728	△441,652
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	232,918	△535,783
現金及び現金同等物の期首残高	1,814,869	2,047,788
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,047,788	※ 1,512,004

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当第2四半期累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益		542,638
減価償却費		77,681
のれん償却額		130,950
賞与引当金の増減額 (△は減少)		39,019
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		191,503
支払利息		2,860
支払手数料		1,667
上場関連費用		2,000
売上債権の増減額 (△は増加)		△60,810
求償債権の増減額 (△は増加)		△218,813
未払金の増減額 (△は減少)		3,019
前受金の増減額 (△は減少)		270,373
預り金の増減額 (△は減少)		29,825
その他		25,565
小計		1,037,483
利息の受取額		19
利息の支払額		△2,863
法人税等の支払額		△193,193
営業活動によるキャッシュ・フロー		841,445
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△425
無形固定資産の取得による支出		△30,532
その他		△9,098
投資活動によるキャッシュ・フロー		△40,056
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出		△200,000
リース債務の返済による支出		△16,824
その他		△2,700
財務活動によるキャッシュ・フロー		△219,524
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		581,864
現金及び現金同等物の期首残高		1,512,004
現金及び現金同等物の四半期末残高		※ 2,093,869

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 2～15年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

のれんは、その効果が発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

賃料保証に係る損失に備えるため、滞納率等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

のれんは、その効果が発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

賃料保証に係る損失に備えるため、滞納率等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年２月１日 至 平成28年１月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年２月１日 至 平成29年１月31日）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

（減価償却方法の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年 1 月31日)	当事業年度 (平成29年 1 月31日)
現金及び預金	1, 898, 665千円	－千円
求償債権	1, 786, 827	－
計	3, 685, 492	－

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年 1 月31日)	当事業年度 (平成29年 1 月31日)
1 年内返済予定の長期借入金	400, 000千円	－千円
長期借入金	1, 000, 000	－
計	1, 400, 000	－

2 保証債務

賃料保証による保証債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年 1 月31日)	当事業年度 (平成29年 1 月31日)
賃料保証による保証債務相当額	57, 596, 155千円	63, 564, 446千円

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 1 %、当事業年度1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99%、当事業年度99%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 2 月 1 日 至 平成28年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 2 月 1 日 至 平成29年 1 月31日)
給料及び手当	1, 296, 946 千円	1, 321, 808 千円
賞与引当金繰入額	240, 396	106, 341
法定福利費	263, 771	254, 961
地代家賃	213, 220	233, 000
のれん償却額	266, 265	261, 900
減価償却費	129, 674	154, 463
人材派遣費用	305, 175	300, 027
租税公課	244, 330	306, 116

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成27年 2 月 1 日 至 平成28年 1 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	52,000	—	—	52,000
合計	52,000	—	—	52,000

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残 高 (千円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	2,255
合計		—	—	—	—	—	2,255

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年 2 月 1 日 至 平成29年 1 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	52,000	—	—	52,000
合計	52,000	—	—	52,000

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残 高 (千円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	2,255
合計		—	—	—	—	—	2,255

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年 2 月 1 日 至 平成28年 1 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 2 月 1 日 至 平成29年 1 月31日)
現金及び預金勘定	2,047,788千円	1,512,004千円
現金及び現金同等物	2,047,788	1,512,004

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成27年 2 月 1 日 至 平成28年 1 月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、サーバ及びコンピュータ端末機（「工具、器具及び備品」）であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度 (自 平成28年 2 月 1 日 至 平成29年 1 月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、サーバ及びコンピュータ端末機（「工具、器具及び備品」）であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金を銀行借入れにより調達しております。なお、投機的な取引は行わない方針であり、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、不動産管理会社や賃借人等の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うことによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

求償債権は、賃借人の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引履歴を蓄積し、独自の審査システムを構築することで、信用リスクの定量的な把握・管理を行っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限の到来するものであります。借入金は、主にMBO資金の調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後3年以内であります。営業債務、未払法人税等、借入金は、流動性リスクに晒されております。当該リスクは、各部門からの報告等に基づき、支払に係る情報を把握し、財務課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、現金及び預金残高を勘案して管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,047,788	2,047,788	—
(2) 売掛金	850,281		
貸倒引当金(※1)	△76,925		
	773,356	773,356	—
(3) 求償債権	1,786,827		
貸倒引当金(※2)	△753,188		
	1,033,639	1,033,639	—
資産計	3,854,784	3,854,784	—
(1) 未払金	217,886	217,886	—
(2) 未払法人税等	654,278	654,278	—
(3) 長期借入金(※3)	1,400,000	1,400,000	—
負債計	2,272,165	2,272,165	—

(※1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 求償債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 求償債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

変動金利によるため、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,047,788	—	—	—
売掛金	850,281	—	—	—
合計	2,898,070	—	—	—

求償債権は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	400,000	400,000	600,000	—	—	—
合計	400,000	400,000	600,000	—	—	—

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金を銀行借入れにより調達しております。なお、投機的な取引は行わない方針であり、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、不動産管理会社や賃借人等の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うことによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

求償債権は、賃借人の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引履歴を蓄積し、独自の審査システムを構築することで、信用リスクの定量的な把握・管理を行っております。

投資有価証券は、資本提携を目的とした株式であり、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に投資先の財務諸表等を把握し、適正に評価の見直しを行うと共に投資価値の回収に努めております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限の到来するものであります。借入金は、主にMBO資金の調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後2年以内であります。営業債務、未払法人税等、借入金は、流動性リスクに晒されております。当該リスクは、各部門からの報告等に基づき、支払に係る情報を把握し、財務課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、現金及び預金残高を勘案して管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（「（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額」をご参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,512,004	1,512,004	—
(2) 売掛金	924,379		
貸倒引当金（※1）	△89,526		
	834,852	834,852	—
(3) 求償債権	2,602,526		
貸倒引当金（※2）	△1,222,096		
	1,380,429	1,380,429	—
資産計	3,727,287	3,727,287	—
(1) 未払金	203,823	203,823	—
(2) 未払法人税等	217,781	217,781	—
(3) 長期借入金（※3）	1,000,000	1,000,000	—
負債計	1,421,604	1,421,604	—

（※1）売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）求償債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 求償債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

変動金利によるため、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成29年1月31日)
非上場株式	100,020

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,512,004	—	—	—
売掛金	924,379	—	—	—
合計	2,436,384	—	—	—

求償債権は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	400,000	600,000	—	—	—	—
合計	400,000	600,000	—	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成28年1月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年1月31日）

1. その他有価証券

投資有価証券（当事業年度の貸借対照表計上額100,020千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社執行役員 2名	当社取締役 2名	当社執行役員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,200株	普通株式 1,600株	普通株式 160株
付与日	平成25年10月31日	平成25年10月31日	平成25年10月31日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使時点において当社または当社子会社の取締役または執行役員の地位になければならない。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使時点において当社または当社子会社の取締役または執行役員の地位になければならない。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使時点において当社または当社子会社の取締役または執行役員の地位になければならない。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	勤務対象期間の定めはありません。	勤務対象期間の定めはありません。	勤務対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年5月1日から 平成41年4月30日まで	平成27年10月31日から 平成35年10月29日まで	平成27年10月31日から 平成35年10月29日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

なお、上記に記載されたストック・オプション等の数は平成29年9月12日付で株式分割(1株につき100株)を行っておりますが、分割前の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	3,780	1,600	160
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	1,260	1,600	160
未確定残	2,520	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	420	—	—
権利確定	1,260	1,600	160
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	1,680	1,600	160

(注) 上記に記載されたストック・オプション等の数は平成29年9月12日付で株式分割（1株につき100株）を行っておりますが、分割前の株式数で記載しております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	50,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	497	—	1,050

(注) 上記に記載されたストック・オプション等の数は平成29年9月12日付で株式分割（1株につき100株）を行っておりますが、分割前の株式数で記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権及び第3回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法

モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
株価変動性 (注) 1	52.07%	51.30%
予想残存期間 (注) 2	15.5年	10年
予想配当 (注) 3	—円	—円
無リスク利子率 (注) 4	1.114%	0.616%

(注) 1. 当社は未公開会社であるため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。

2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。

3. 直近の配当実績によっております。

4. 満期日までの期間に対応した国債の利回りであります。

第2回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額 288,000千円

②当事業年度において権利行使されたStock・オプションはありません。

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

1. Stock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社執行役員 2名 (注) 2	当社取締役 2名	当社執行役員 2名 (注) 3
株式の種類別のStock・オプションの数(注)1	普通株式 4,200株	普通株式 1,600株	普通株式 160株
付与日	平成25年10月31日	平成25年10月31日	平成25年10月31日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使時点において当社または当社子会社の取締役または執行役員の地位になければならない。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使時点において当社または当社子会社の取締役または執行役員の地位になければならない。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使時点において当社または当社子会社の取締役または執行役員の地位になければならない。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	勤務対象期間の定めはありません。	勤務対象期間の定めはありません。	勤務対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年5月1日から 平成41年4月30日まで	平成27年10月31日から 平成35年10月29日まで	平成27年10月31日から 平成35年10月29日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、上記に記載されたStock・オプション等の数は平成29年9月12日付で株式分割(1株につき100株)を行っておりますが、分割前の株式数で記載しております。

2. 当社執行役員の取締役就任により、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社執行役員1名であります。

3. 当社執行役員の取締役就任により、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社執行役員1名であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	2,520	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	1,260	—	—
未確定残	1,260	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	1,680	1,600	160
権利確定	1,260	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	2,940	1,600	160

(注) 上記に記載されたストック・オプション等の数は平成29年9月12日付で株式分割（1株につき100株）を行っておりますが、分割前の株式数で記載しております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	50,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	497	—	1,050

(注) 上記に記載されたストック・オプション等の数は平成29年9月12日付で株式分割（1株につき100株）を行っておりますが、分割前の株式数で記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権及び第3回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法

モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
株価変動性 (注) 1	52.07%	51.30%
予想残存期間 (注) 2	15.5年	10年
予想配当 (注) 3	—円	—円
無リスク利子率 (注) 4	1.114%	0.616%

(注) 1. 当社は未公開会社であるため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。

2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。

3. 直近の配当実績によっております。

4. 満期日までの期間に対応した国債の利回りであります。

第2回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額 288,000千円

②当事業年度において権利行使されたStock・オプションはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年1月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年1月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	274,435千円
未払事業税	46,026
前受金	1,095,420
賞与引当金	79,475
その他	48,206
繰延税金資産小計	1,543,564
評価性引当額	△3,978
繰延税金資産合計	1,539,585
繰延税金資産の純額	1,539,585

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年1月31日)
法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割	0.1
評価性引当額の増減	0.0
のれん償却額	5.6
役員賞与	1.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.1
その他	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、平成28年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等について繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は35.6%から33.1%、平成29年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等について繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は35.6%から32.3%に変更されます。

この税率変更により、従来の法定実効税率を使用した場合に比べ、当事業年度末の繰延税金資産が120,686千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

当事業年度（平成29年1月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年1月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	405,044千円
未払事業税	14,480
前受金	1,071,724
賞与引当金	38,215
その他	58,834
繰延税金資産小計	1,588,300
評価性引当額	△4,805
繰延税金資産合計	1,583,494
繰延税金資産の純額	1,583,494

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年1月31日)
法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割	1.0
評価性引当額の増減	0.1
のれん償却額	6.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	8.9
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、平成29年2月1日に開始する事業年度及び平成30年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から30.9%に変更されております。また、平成31年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から30.6%に変更されております。

この税率変更により、従来の法定実効税率を使用した場合に比べ、当事業年度末の繰延税金資産が112,947千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
1株当たり純資産額	865円56銭
1株当たり当期純利益金額	168円28銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
当期純利益金額 (千円)	875,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	875,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数5,960個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
1株当たり純資産額	987円20銭
1株当たり当期純利益金額	121円64銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
当期純利益金額 (千円)	632,522
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	632,522
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数5,960個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日）

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は平成29年 8月23日開催の取締役会決議に基づき、平成29年 9月12日付で、株式分割を実施し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式を 1株につき100株の割合をもって分割するとともに単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成29年 9月11日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	52,000株
今回の分割により増加する株式数	5,148,000株
株式分割後の発行済株式総数	5,200,000株
株式分割後の発行可能株式総数	10,000,000株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成29年 8月25日
基準日	平成29年 9月11日
効力発生日	平成29年 9月12日

(4) 新株予約権の行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権の行使価額を平成29年 9月12日以降、以下のとおり調整しております。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	50,000円	500円
第2回新株予約権	50,000円	500円
第3回新株予約権	50,000円	500円

3. 単元株制度の概要

(1) 新設する単元株の数

上記「2. 株式分割の概要」に記載の効力発生日である平成29年 9月12日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成29年 9月12日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、株式分割による影響については当該箇所反映しております。

【注記事項】

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期貸借対照表関係)

保証債務

賃料保証による保証債務は、次のとおりであります。

	当第2四半期会計期間 (平成29年7月31日)
賃料保証による保証債務相当額	66,022,500千円

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
給料及び手当	671,702千円
賞与引当金繰入額	162,855
法定福利費	129,861
地代家賃	116,298
のれん償却額	130,950
減価償却費	77,681
人材派遣費用	126,638
租税公課	171,425

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
現金及び預金勘定	2,093,869千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	2,093,869

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)

当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
1株当たり四半期純利益金額	63円28銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	329,043
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	329,043
普通株式の期中平均株式数(株)	5,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は平成29年8月23日開催の取締役会決議に基づき、平成29年9月12日付で、株式分割を実施し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式を1株につき100株の割合をもって分割するとともに単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成29年9月11日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	52,000株
今回の分割により増加する株式数	5,148,000株
株式分割後の発行済株式総数	5,200,000株
株式分割後の発行可能株式総数	10,000,000株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成29年8月25日
基準日	平成29年9月11日
効力発生日	平成29年9月12日

(4) 新株予約権の行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権の行使価額を平成29年9月12日以降、以下のとおり調整しております。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	50,000円	500円
第2回新株予約権	50,000円	500円
第3回新株予約権	50,000円	500円

3. 単元株制度の概要

(1) 新設する単元株の数

上記「2. 株式分割の概要」に記載の効力発生日である平成29年9月12日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成29年9月12日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、株式分割による影響については当該箇所に反映しております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	74,291	—	—	74,291	42,921	5,915	31,369
工具、器具及び備品	65,556	5,161	465	70,251	52,265	9,101	17,985
リース資産	151,795	8,637	7,242	153,190	102,043	31,078	51,146
有形固定資産計	291,642	13,798	7,707	297,733	197,231	46,095	100,502
無形固定資産							
のれん	5,150,719	—	—	5,150,719	785,702	261,900	4,365,016
ソフトウェア	575,878	86,102	105,296	556,684	306,125	105,950	250,559
ソフトウェア仮勘定	47,098	77,365	114,528	9,936	—	—	9,936
リース資産	12,083	—	—	12,083	4,833	2,416	7,250
無形固定資産計	5,785,779	163,468	219,824	5,729,423	1,096,661	370,268	4,632,761
長期前払費用	927	1,245	1,033	1,139	—	—	1,139

(注) 1. 当期増加額の主なもの

(1) 有形固定資産

①工具、器具及び備品	自動音声応答装置	3,860千円
②リース資産	サーバ	8,637千円

(2) 無形固定資産

①ソフトウェア	基幹システム追加開発	73,300千円
	新商品サイト構築	7,734千円
②ソフトウェア仮勘定	会計システム追加機能	9,936千円

2. 当期減少額の主なもの

(1) 有形固定資産

リース資産	パソコン	7,242千円
-------	------	---------

(2) 無形固定資産

①ソフトウェア	旧賃貸保証システム	85,000千円
②ソフトウェア仮勘定	基幹システムの追加開発リリースに伴う、 ソフトウェアへの振替	87,517千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	400,000	400,000	0.5	—
1年以内に返済予定のリース債務	33,974	28,372	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,000,000	600,000	0.7	平成30年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	55,051	34,336	—	平成30年～33年
合計	1,489,025	1,062,709	—	—

（注）1．平均利率については、当期末における借入金残高と適用利率を使用して算定した加重平均利率を記載しております。

2．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。

3．長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	600,000	—	—	—
リース債務	16,329	14,512	3,299	195

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	830,113	1,312,523	822,879	7,233	1,312,523
賞与引当金	240,396	123,836	222,901	17,494	123,836

（注）貸倒引当金、賞与引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	2,934
預金	
普通預金	1,509,070
小計	1,509,070
合計	1,512,004

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株) エイブル	73,786
三井不動産レジデンシャルリース (株)	29,804
ハウスコム (株)	13,089
(株) インベスターズクラウド	10,168
積和不動産 (株)	10,150
その他	787,379
合計	924,379

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期破産更生 債権等振替額 (千円)	当期貸倒損失 高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)			(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B) 366
850,281	7,773,686	7,628,104	899	70,584	924,379	88.5	42

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 求償債権

債務保証の履行により生ずる立替金2,602,526千円であります。

ニ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、流動資産と固定資産の合計1,583,494千円であり、その内容については「1 財務諸表等(1)財務諸表注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

② 流動負債

イ. 前受金

保証料として一括して受け入れた未經過保証料のうち、契約期間に基づき1年以内に売上高に計上される見込みのもの3,801,861千円であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年1月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.casa-inc.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなることから、該当事項はなくなる予定です。ただし、特別口座に記録されている株式については特別口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社が取り扱います。

2．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 2月27日	アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	リコーリース株式会社 代表取締役 松石 秀隆	東京都江東区東雲一丁目7番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,764	264,600,000 (150,000) (注) 7	取引関係強化のため
平成27年 2月27日	Catalyzer Partners IV, L. P. General Partner Catalyzer Partners IV GP, Ltd John H. M. Cheuck, Director	P0 Box 309, Uglan House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	リコーリース株式会社 代表取締役 松石 秀隆	東京都江東区東雲一丁目7番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	236	35,400,000 (150,000) (注) 7	取引関係強化のため
平成27年 7月31日	アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	宮地 正剛	香川県高松市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	600	34,566,600 (57,611) (注) 5	株主間契約に基づく 売渡請求の権利行使のため
平成27年 7月31日	Catalyzer Partners IV, L. P. General Partner Catalyzer Partners IV GP, Ltd John H. M. Cheuck, Director	P0 Box 309, Uglan House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	宮地 正剛	香川県高松市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	100	5,761,100 (57,611) (注) 5	株主間契約に基づく 売渡請求の権利行使のため

移動年月日	移動前所有者の 氏名又は名称	移動前所有者の 住所	移動前所有者 の提出会社との 関係等	移動後所有者の 氏名又は名称	移動後 所有者 の住所	移動後所有者 の提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
平成27年 7月31日	アント・カタライザー4 号投資事業 有限責任組 合 無限責任組 合員 アント・キャ ピタル・パ ートナーズ株式 会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代田区丸 の内一丁目2番1 号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	堀内 宣治	東京都 八王子 市	特別利害関 係者等（当 社取締役、 大株主上位 10名）	20	1,152,220 (57,611) (注) 5	株主間 契約に 基づく 売渡請 求の権 利行使 のため
平成27年 7月31日	アント・カタライザー4 号投資事業 有限責任組 合 無限責任組 合員 アント・キャ ピタル・パ ートナーズ株式 会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代田区丸 の内一丁目2番1 号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	川西 直人	千葉県 我孫子 市	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）当社執 行役員 (注) 4	20	1,152,220 (57,611) (注) 5	株主間 契約に 基づく 売渡請 求の権 利行使 のため
平成27年 7月31日	アント・カタライザー4 号投資事業 有限責任組 合 無限責任組 合員 アント・キャ ピタル・パ ートナーズ株式 会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代田区丸 の内一丁目2番1 号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	岩本 耕一	埼玉県 川口市	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）当社執 行役員	20	1,152,220 (57,611) (注) 5	株主間 契約に 基づく 売渡請 求の権 利行使 のため
平成27年 7月31日	アント・カタライザー4 号投資事業 有限責任組 合 無限責任組 合員 アント・キャ ピタル・パ ートナーズ株式 会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代田区丸 の内一丁目2番1 号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	横沼 勇	大阪府 豊中市	当社従業員	84	4,839,324 (57,611) (注) 5	経営参 画意識 向上の ため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年 2月26日	アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	NCS&A株式会社 代表取締役社長 松木 謙吾	大阪市中央区城見一丁目3番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 6	194	44,620,000 (230,000) (注) 7	取引関係強化のため
平成28年 2月26日	Catalyzer Partners IV, L. P. General Partner Catalyzer Partners IV GP, Ltd John H. M. Cheuck, Director	P0 Box 309, Uglaland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	NCS&A株式会社 代表取締役社長 松木 謙吾	大阪市中央区城見一丁目3番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 6	26	5,980,000 (230,000) (注) 7	取引関係強化のため
平成29年 5月31日	宮地 正剛	香川県高松市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株式会社 Casa 代表取締役社長 宮地 正剛	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	当社	新株予約権 680個	—	新株予約権の放棄に伴う移動
平成29年 5月31日	堀内 宣治	東京都八王子市	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	株式会社 Casa 代表取締役社長 宮地 正剛	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	当社	新株予約権 72個	—	新株予約権の放棄に伴う移動
平成29年 5月31日	川西 直人	千葉県我孫子市	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	株式会社 Casa 代表取締役社長 宮地 正剛	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	当社	新株予約権 44個	—	新株予約権の放棄に伴う移動
平成29年 5月31日	岩本 耕一	埼玉県川口市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社 Casa 代表取締役社長 宮地 正剛	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	当社	新株予約権 44個	—	新株予約権の放棄に伴う移動

(注) 1. 当社は、東京証券取引所への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年2月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請

求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

4. 川西直人氏は平成26年2月から平成28年3月まで当社の執行役員であり、平成28年4月27日付で当社取締役就任しております。

5. 移動価格は、株主間契約に定める譲渡価格であります。

6. 当該移動により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

7. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案した上で決定された価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
アント・カタライザー 4号投資事業 有限責任組合（注）2	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	3,866,900	67.70
宮地 正剛（注）1、2	香川県高松市	607,000 (412,000)	10.63 (7.21)
Catalyzer Partners IV, L.P. （注）2	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	517,700	9.06
リコーリース株式会社（注）2	東京都江東区東雲一丁目7番12号	400,000	7.00
堀内 宣治（注）2、3	東京都八王子市	80,800 (48,800)	1.41 (0.85)
株式会社三井住友銀行（注）2	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	60,000	1.05
三井住友信託銀行株式会社（注）2	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	60,000	1.05
川西 直人（注）2、3	千葉県我孫子市	44,600 (25,600)	0.78 (0.45)
岩本 耕一（注）2、4	埼玉県川口市	44,600 (25,600)	0.78 (0.45)
NCS & A株式会社（注）2	大阪府中央区城見一丁目3番7号	22,000	0.39
横沼 勇（注）5	大阪府豊中市	8,400	0.15
計	—	5,712,000 (512,000)	100.00 (8.96)

（注）1．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2．特別利害関係者等（大株主上位10名）

3．特別利害関係者等（当社の取締役）

4．当社の執行役員

5．当社の従業員

6．（ ）内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

7．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

平成29年9月14日

株式会社C a s a

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡 久依	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田 雅史	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社C a s aの平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C a s aの平成28年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成29年9月14日

株式会社C a s a

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡 久依	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田 雅史	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社C a s aの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C a s aの平成29年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成29年9月14日

株式会社C a s a

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡 久依	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田 雅史	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社C a s aの平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第5期事業年度の第2四半期会計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年2月1日から平成29年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社C a s aの平成29年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

